

すくすくサポートプランむつ

(第2期 子ども・子育て支援事業計画)



青森県 むつ市

令和2年3月

はじめに

本市では、市民の皆様が安心して子どもを産み育て、子どもたちがすくすくと育つことができるまちを目指し、平成27年3月に「第1期子ども・子育て支援事業計画（すくすくサポートプランむつ）」を策定し、子育て支援に取り組んでまいりました。

現在、核家族化・少子化の進行、女性の就労意向の高まり、働き方改革などの社会的な変化を背景に、子育て家庭のニーズも多様化してきています。

このような状況を受け、令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2期むつ市子ども・子育て支援事業計画（すくすくサポートプランむつ）」を策定いたしました。

また、子どもの成長を地域で見守り寄り添う体制を確立するため、令和2年4月には、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応し、切れ目なく支援を行う「子育て世代包括支援センター」と、全ての子どもとその家族、妊産婦等の相談・支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の総合窓口として『Smile Kids Office にっこりっこ』がスタートします。

地域のタカラである子どもが、地域の一員として尊重され、健やかに成長することは、家族及び社会全体の願いでもあります。

家庭、学校、地域、そして、医療、福祉等、その他あらゆる分野において、安心して子どもを産み育て、未来を担う子どもたちが健やかに成長できる社会の実現に向けて、この計画を推進してまいりますので、市民の皆様には御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定に当たり、アンケート調査を通じて貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様をはじめ、御審議を賜りましたむつ市子ども・子育て会議委員の皆様ほか、御協力いただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

むつ市長 宮 下 宗一郎

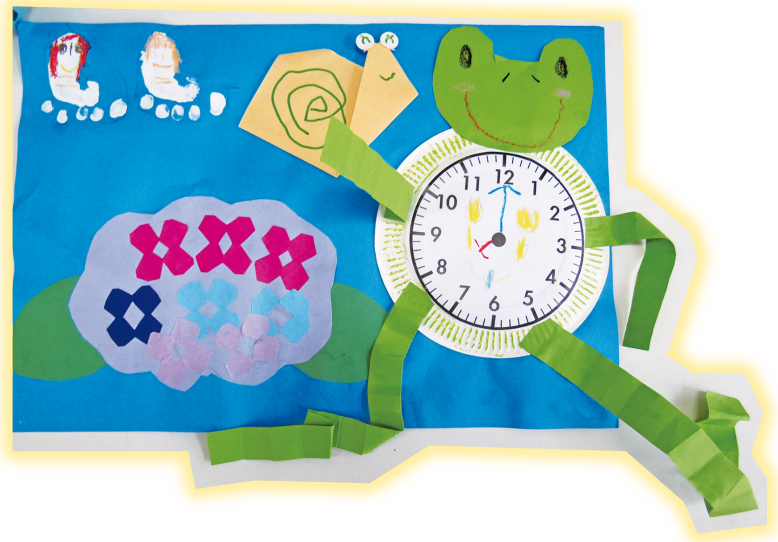


目 次

第1部 序 論	1
第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 策定体制	3
5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	4
第2章 本市の現況	5
1 人口・世帯	5
2 人口動態	8
3 産業・就労	11
第3章 子ども・子育てを取り巻く環境	13
1 就学前児童の状況	13
2 小中学校の状況	17
3 子育て家庭の状況	20
4 教育・保育事業所の状況	27
5 第1期計画施策の評価	29
6 子ども・子育て支援の課題の整理	30
第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 家庭・地域・事業者・行政の役割	32
第5章 計画の着実な推進に向けて	33
1 計画の推進体制	33
2 計画の達成状況の点検・評価	33
第2部 施策の展開	35
第1章 子どもの健やかな成長を支える	35
1-1 家庭の子育て機能の強化	35
1-2 地域の子育て機能の強化	36
1-3 教育・保育の充実	38
1-4 発達支援・療育体制の充実	41
1-5 思春期保健対策の推進	43

第2章	子どもの人権の尊重と安全・安心を守る	45
2-1	児童虐待防止対策の強化	45
2-2	心のケア・相談体制の充実	46
2-3	防犯対策の推進	47
2-4	事故防止対策の推進	48
第3章	安心して子どもを産み育てられる環境をつくる	49
3-1	母子保健の充実	49
3-2	食育の推進	50
3-3	小児医療体制の強化	51
3-4	相談支援体制の強化	52
3-5	経済的支援の充実	53
3-6	安心して子育てできる生活環境の整備	54
3-7	ひとり親家庭支援の充実	56
第4章	仕事と生活の調和の実現を促す	57
4-1	仕事と子育ての両立を支援する就労環境の推進	57
4-2	多様な教育・保育サービスの提供	58
第3部	子ども・子育て支援事業計画	59
第1章	計画期間における児童数の見通し	59
1	児童数及び子育て家庭の今後の見通し	59
第2章	教育・保育提供区域の設定	61
1	教育・保育提供区域の考え方について	61
第3章	教育・保育施設の充実	64
1	教育・保育施設の需要量及び確保の方策	64
2	教育・保育の一体的提供の推進	68
3	教育・保育施設の質の向上	69
4	産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	69
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	70
第4章	地域子ども・子育て支援事業の充実	71
1	地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	71
資料	編	83
1	策定経過	83
2	子ども子育て会議	84
1	むつ市子ども・子育て会議条例	84
2	委員名簿	86

第1部 序 論



第1部 序 論

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

社会全体で大きな課題となっている、少子化や子育て世帯の孤立化、待機児童などに対応するため、国や地域全体で子どもと子育て家庭を支援することが重要となっています。

むつ市（以下、「本市」という）においては、地域全体での支え合い、子どもの最善の利益の追求と親としての成長の支援を目指すため、平成27年（2015）3月に「すくすくサポートプランむつ（第1期子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

今回、第1期子ども・子育て支援事業計画として策定した「すくすくサポートプランむつ」が令和元年度（2019）をもって計画期間が終了することを機に、あらためて家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、協働して役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できるよう「すくすくサポートプランむつ（第2期子ども・子育て支援事業計画）」（以下、「本計画」という）を策定します。

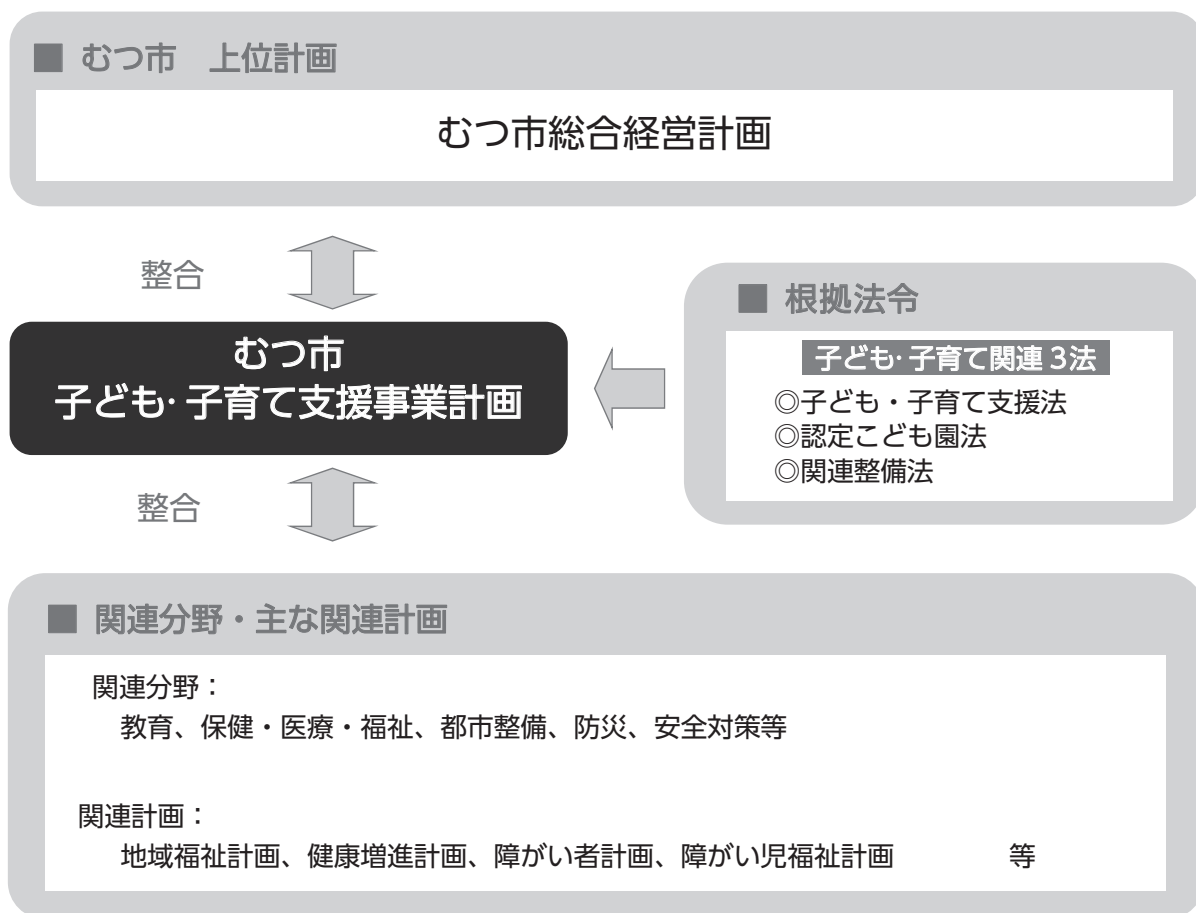
2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、本市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定に当たっては、「次世代育成支援対策行動計画」から引き継ぎ「すくすくサポートプランむつ（第1期子ども・子育て支援事業計画）」において推進してきた取り組みや、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえるとともにさまざまな分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるため、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

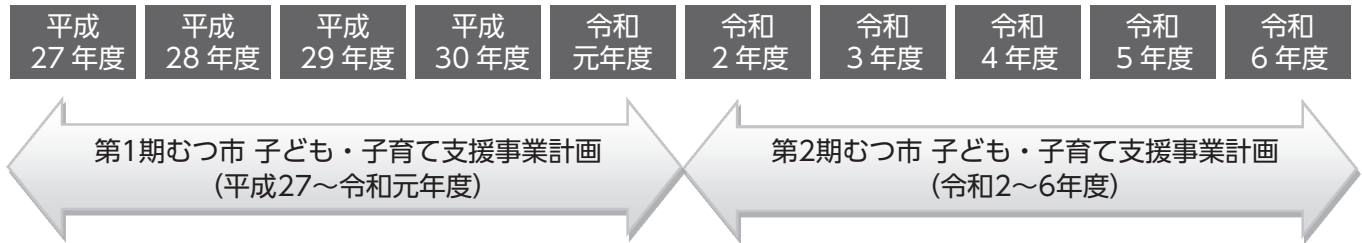
図表 計画の位置付け



3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年度（2020）～令和6年度（2025）の5年間とし、直近の現状を踏まえた適切な補正を行います。

図表 計画期間



4 策定体制

計画策定に当たっては、子育て家庭の現状や意向、関係者との審議など、幅広い意見を計画改定に反映するよう努めました。

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「むつ市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

①就学前児童の保護者、小学生の保護者

市内の就学前児童及び小学生の保護者を対象として、子育てに関するニーズ・意見を把握するためにアンケートを実施しました。

図表 アンケート調査実施概要

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	1,700 票	668 票	39.3%
	小学生	800 票	324 票	40.5%
調査期間	令和元年7月			
調査方法	郵送による配付・回収			

②教育・保育事業所

市内の教育・保育事業所を対象として、事業についての課題や子育て支援に関する意見を把握するためにアンケートを実施しました。

図表 アンケート調査実施概要

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	教育・保育事業所	24 票	24 票	100.0%
調査期間	令和元年9・10月			
調査方法	電子メールによる配付・回収			

5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 本計画の目的

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づき、「子ども・子育て支援の質・量の拡充」及び、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現、安心して子どもを産み育てられる環境づくりなどを目的として策定されます。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記2法に伴う児童福祉法等の改正）

(2) 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

本市は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

① 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種 類	対象事業
(ア) 施設型給付（※）	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ) 地域型保育給付（※）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 児童手当	—

※（ア）施設型給付、（イ）地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付。（子ども・子育て支援法19条）

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

② 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

- | | |
|-------------------------------------|------------------------|
| 1) 利用者支援に関する事業 | 8) 一時預かり事業 |
| 2) 地域子育て支援拠点事業 | 9) 延長保育事業 |
| 3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業 | 10) 病児・病後児保育事業 |
| 4) 乳児家庭全戸訪問事業 | 11) 放課後児童健全育成事業 |
| 5) 養育支援訪問事業 | 12) 実費徴収に係る補給給付を行う事業 |
| 6) 子育て短期支援事業 | 13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| 7) 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター) | |

第2章 本市の現況

計画策定に当たって、本市の現況は次のとおりです。

1 人口・世帯

国勢調査における本市の総人口の推移をみると、減少傾向にあり、平成27年（2015）の総人口は58,493人となっています。平成22年（2010）からの5年間で、2,573人（4.2%）減少しています。

続いて世帯数の推移をみると、平成22年（2010）まで増加傾向にありましたが、平成27年（2015）にはやや減少して24,391世帯となっています。また、1世帯当たりの人員は、平成27年（2015）に2.40人と減少が続いており、核家族化、小家族化が進んでいることがうかがえます。

図表 人口・世帯の推移

(単位：人・世帯)

区 分	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
総人口	67,969	67,022	64,052	61,066	58,493
年少人口	12,166	10,593	9,408	8,190	7,007
生産年齢人口	45,058	43,746	40,373	37,140	33,885
老年人口	10,745	12,683	14,271	15,414	17,326
高齢化率	15.8%	18.9%	22.3%	25.2%	29.6%
一般世帯数	23,209	24,346	24,416	24,416	24,391
1世帯当たり人員	2.93	2.75	2.62	2.47	2.40
6歳未満のいる世帯数	2,548	2,496	2,706	2,262	1,991
65歳以上のいる世帯数	2,880	3,864	4,576	5,139	5,863

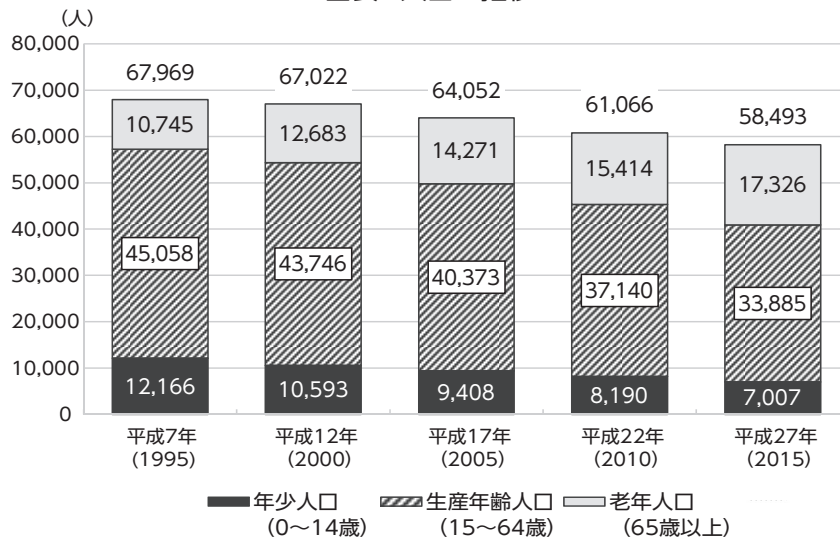
※ 総人口は、年齢別人口に年齢不詳人口を含めた合計となっています。

資料：国勢調査

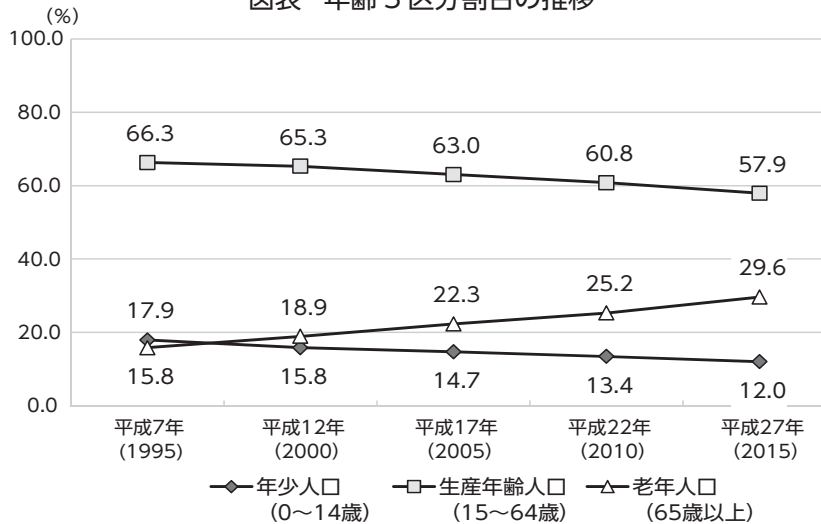
(1) 人口の推移

平成27年（2015）の年少人口（0～14歳）は7,007人で、平成22年（2010）からの5年間で1,183人（14.4％）の減少となっています。年齢3区分の総人口に占める割合では、平成7年（1995）から平成12年（2000）にかけて年少人口の割合と老年人口の割合が逆転しており、少子高齢化が進行している状態がうかがえます。

図表 人口の推移



図表 年齢3区分割合の推移



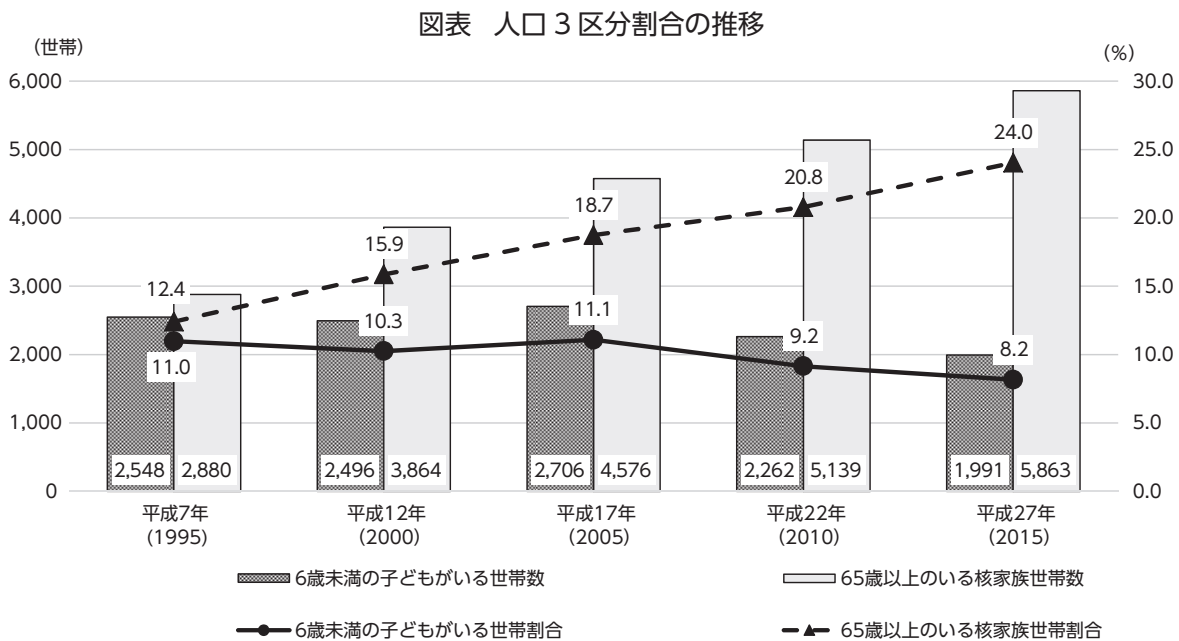
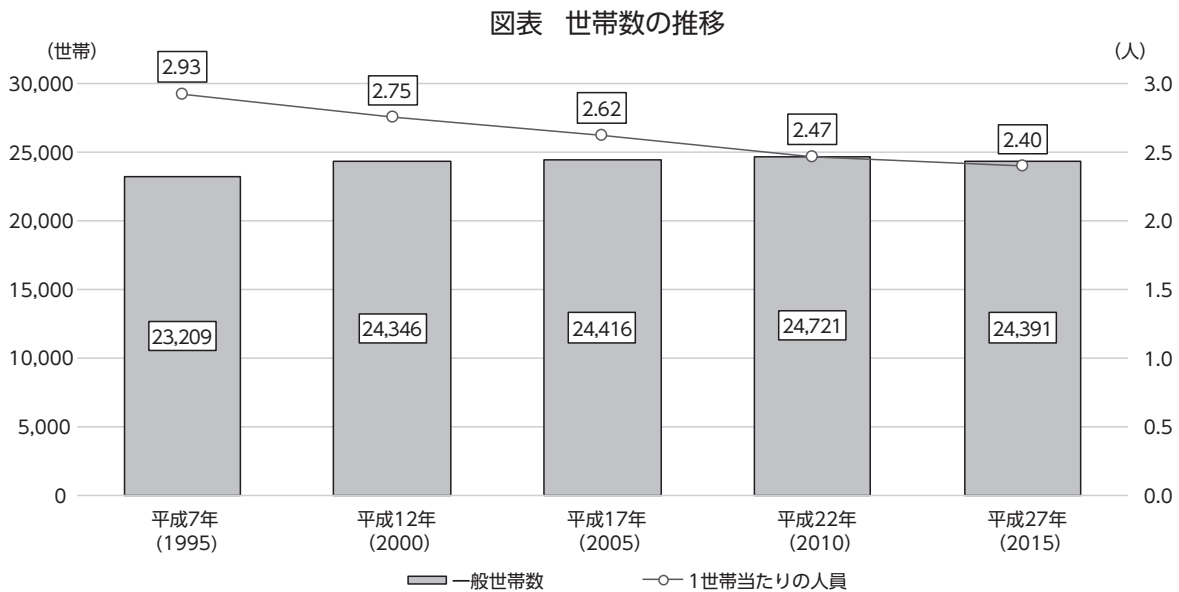
(単位：人・％)

区 分		平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
総人口		67,969	67,022	64,052	61,066	58,493
年少人口	人数	12,166	10,593	9,408	8,190	7,007
	割合	17.9	15.8	14.7	13.4	12.0
生産年齢人口	人数	45,058	43,746	40,373	37,140	33,885
	割合	66.3	65.3	63.0	60.8	57.9
老年人口	人数	10,745	12,683	14,271	15,414	17,326
	割合	15.8	18.9	22.3	25.2	29.6
年齢不詳	人数	—	—	—	322	275
	割合	—	—	—	0.5	0.5

資料：国勢調査

(2) 世帯数の推移

年少人口の減少の影響もあり、6歳未満のいる世帯数も減少傾向となっています。一般世帯数に占める割合も、平成22年(2010)には10.0%を割り、平成27年(2015)には8.2%となっています。



(単位：人・%)

区 分		平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
一般世帯数		23,209	24,346	24,416	24,721	24,391
1世帯当たりの人員		2.93	2.75	2.62	2.47	2.40
6歳未満のいる世帯	世帯数	2,548	2,496	2,706	2,262	1,991
	割合	11.0	10.3	11.1	9.2	8.2
65歳以上のいる核家族世帯	世帯数	2,880	3,864	4,576	5,139	5,863
	割合	12.4	15.9	18.7	20.8	24.0

資料：国勢調査

2 人口動態

人口動態の推移をみると、自然動態（出生・死亡）、社会動態（転入・転出）ともに減少が続いています。

近年、自然減、社会減が続いていることから、人口動態全体でも減少で推移しており、平成30年（2018）には911人の減少となっています。

図表 人口動態（自然動態・社会動態）の推移

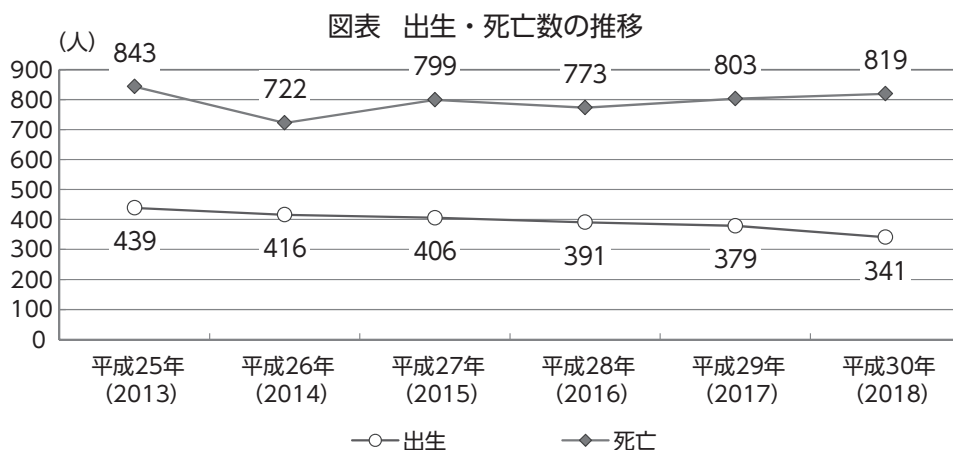
(単位：人)

年次	自然動態			社会動態			増減
	出生者数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	
平成25年 (2013)	439	843	△404	2,279	2,694	△415	△819
平成26年 (2014)	416	722	△306	2,214	2,742	△528	△834
平成27年 (2015)	406	799	△393	2,128	2,615	△487	△880
平成28年 (2016)	391	773	△382	2,125	2,487	△362	△744
平成29年 (2017)	379	803	△424	2,073	2,689	△616	△1,040
平成30年 (2018)	341	819	△478	2,151	2,584	△433	△911

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(1) 自然動態（出生・死亡数）の推移

平成25年（2013）以降の自然動態（出生・死亡数）の推移をみると人口の増加要因である出生数は減少傾向、人口の減少要因となる死亡数は平成26年（2014）に1度減少したものの、その後、増加傾向にあります。出生・死亡数の推移による人口の増減は年平均で398人の減少となっています。

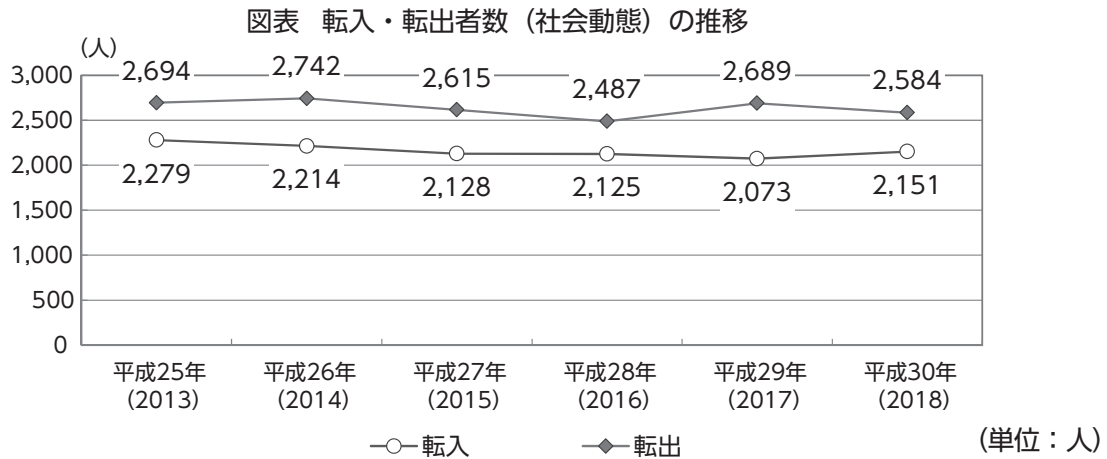


区分	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
出生数	439	416	406	391	379	341
死亡数	843	722	799	773	803	819

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(2) 社会動態（転入・転出者数）の推移

平成25年（2013）以降の社会動態（転入・転出者数）の推移をみると、人口の増加要因である転入者数を減少要因となる転出数が上回る状態で推移しており、転入・転出者数の推移による人口の増減は年平均で474人の減少となっています。

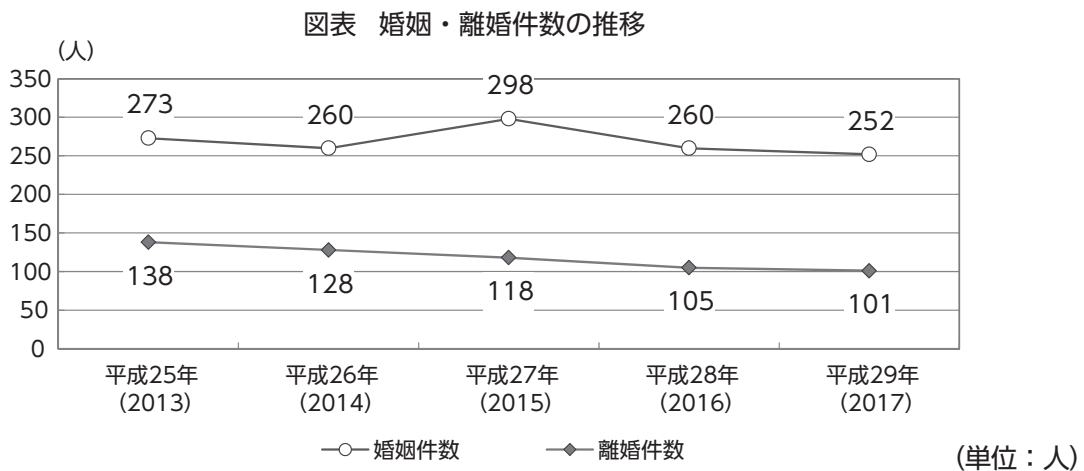


区 分	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
転入者数	2,279	2,214	2,128	2,125	2,073	2,151
転出者数	2,694	2,742	2,615	2,487	2,689	2,584

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(3) 婚姻・離婚件数の推移

平成25年（2013）以降の婚姻・離婚件数の推移をみると、期間における平均婚姻数は269件、離婚件数は118件となっています。



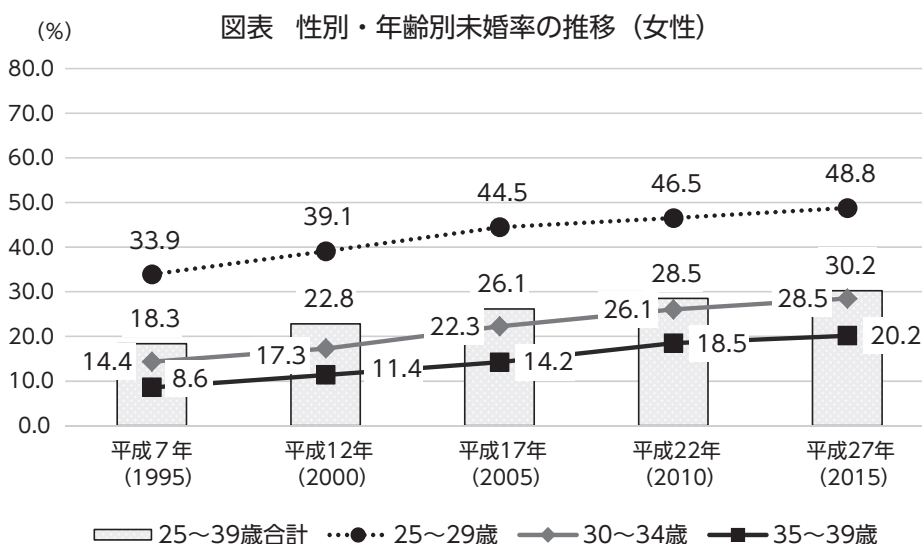
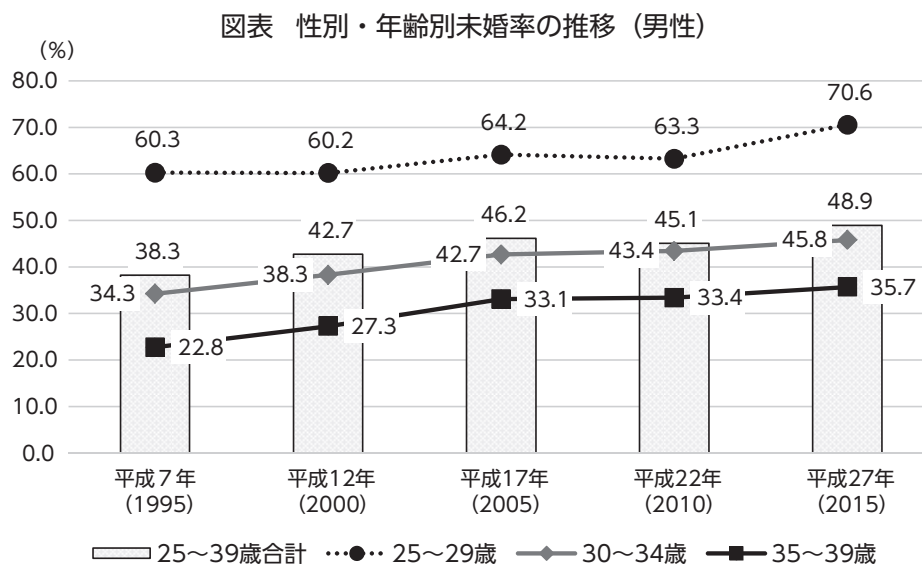
区 分	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
婚姻件数	273	260	298	260	252
離婚件数	138	128	118	105	101

資料：人口動態調査

(4) 性別・年齢別未婚率の推移

25歳から39歳までの性別・年齢別の未婚率の推移をみると、各性別、年齢層ともに未婚率は増加傾向にあります。

平成22年（2010）から平成27年（2015）の5年間の増減では、特に25～29歳、男性の増加（7.3ポイント）が目立ちます。



(単位：%)

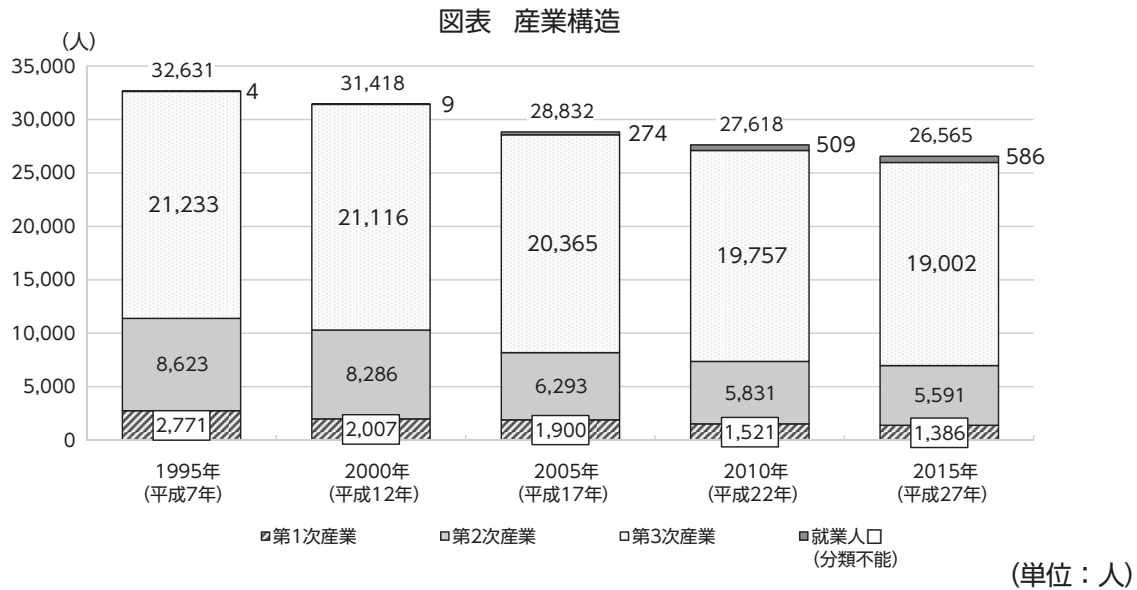
区分	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
男性 25～39歳合計	38.3	42.7	46.2	45.1	48.9
25～29歳	60.3	60.2	64.2	63.3	70.6
30～34歳	34.3	38.3	42.7	43.4	45.8
35～39歳	22.8	27.3	33.1	33.4	35.7
女性 25～39歳合計	18.3	22.8	26.1	28.5	30.2
25～29歳	33.9	39.1	44.5	46.5	48.8
30～34歳	14.4	17.3	22.3	26.1	28.5
35～39歳	8.6	11.4	14.2	18.5	20.2

資料：国勢調査

3 産業・就労

(1) 産業構造

人口の減少に伴い、就業者数にも減少がみられます。各産業においても就業者は減少しており、平成22年（2010）から平成27年（2015）の5年間で第1次産業は135人（8.9%）、第2次産業は240人（4.1%）、第3次産業は755人（3.8%）の減少となっています。



区 分	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
就 業 者 数	32,631	31,418	28,832	27,618	26,565
第1次産業	2,771	2,007	1,900	1,521	1,386
第2次産業	8,623	8,286	6,293	5,831	5,591
第3次産業	21,233	21,116	20,365	19,757	19,002
分 類 不 能	4	9	274	509	586

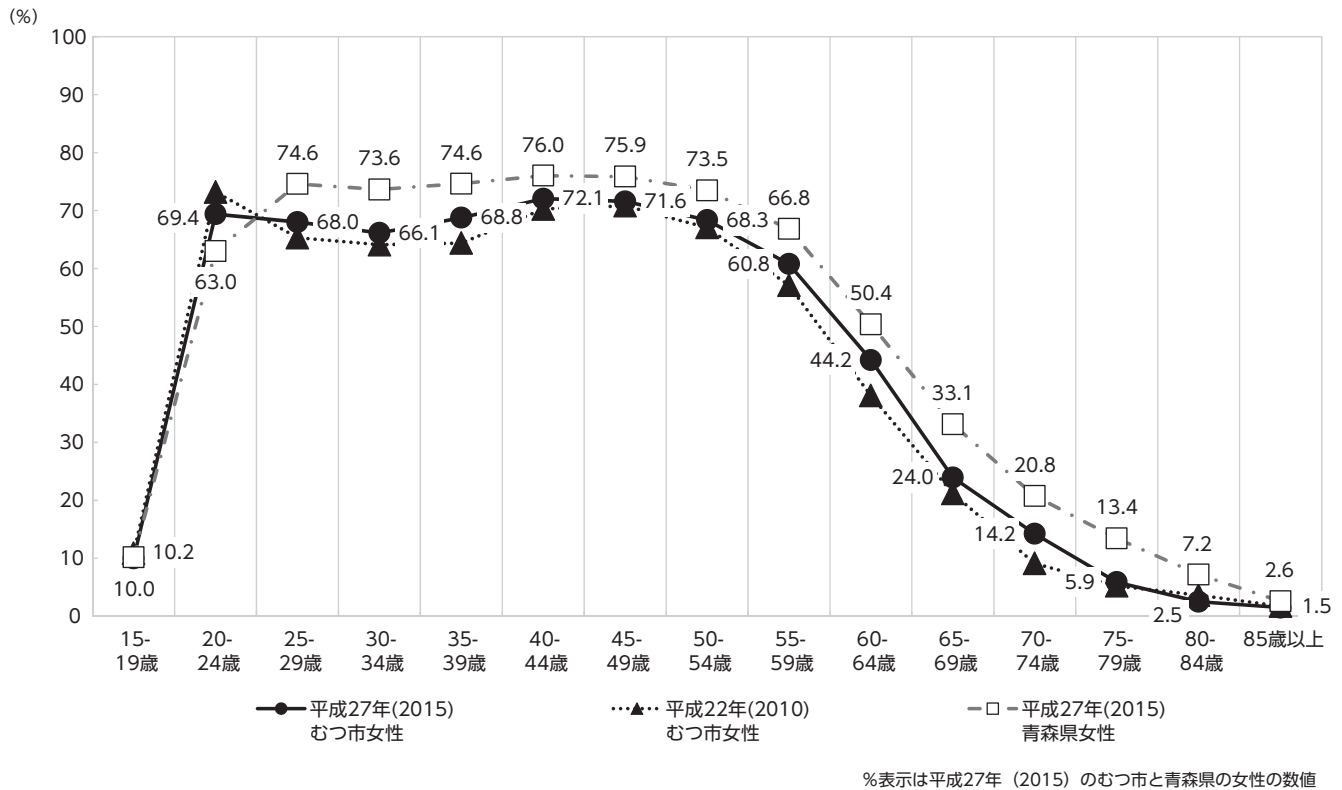
資料：国勢調査

(2) 就業率

女性の就業率をみると、平成22年（2010）から平成27年（2015）の5年間で、30歳代後半の就業率が4.4ポイント増加しています。

一方、平成27年（2015）の就業率を青森県と比較すると20歳代後半以降の就業率は県よりも低い結果となっています。

図表 就業率



(単位: %)

区分	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上
むつ市女性 平成27年	10.0	69.4	68.0	66.1	68.8	72.1	71.6	68.3	60.8	44.2	24.0	14.2	5.9	2.5	1.5
むつ市女性 平成22年	10.9	73.2	65.3	64.1	64.4	70.3	70.8	67.1	57.1	38.1	21.2	9.1	5.3	3.6	1.8
青森県女性 平成27年	10.2	63.0	74.6	73.6	74.6	76.0	75.9	73.5	66.8	50.4	33.1	20.8	13.4	7.2	2.6

資料：国勢調査

第3章 子ども・子育てを取り巻く環境

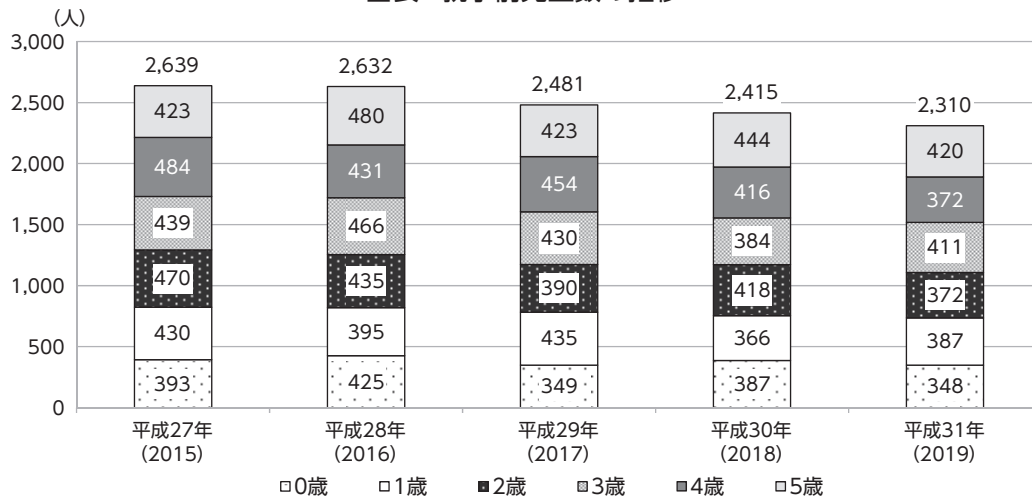
本市の子ども・子育てを取り巻く環境として、就学前の入所（園）児童数、小中学生児童数及び放課後児童クラブの利用状況、アンケート調査による子育て家庭の状況等についてまとめます。

1 就学前児童の状況

(1) 就学前児童数の推移

平成27年（2015）以降の就学前児童（0～5歳児）の推移をみると、毎年減少傾向にあり、平成31年4月1日現在の就学前児童数は2,310人となっています。

図表 就学前児童数の推移



(単位：人)

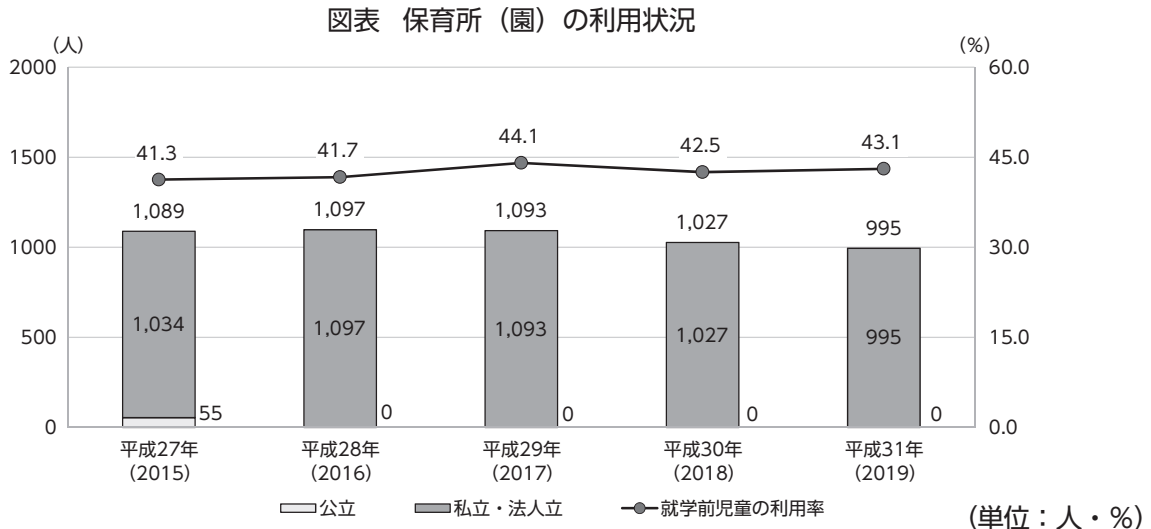
	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
0 歳児	393	425	349	387	348
1 歳児	430	395	435	366	387
2 歳児	470	435	390	418	372
3 歳児	439	466	430	384	411
4 歳児	484	431	454	416	372
5 歳児	423	480	423	444	420
合 計	2,639	2,632	2,481	2,415	2,310

資料：むつ市（住民基本台帳 各年4月1日）

(2) 保育所（園）の利用状況

平成27年度に新町保育所が閉所しており、現在市内の保育園等は私立・法人立保育園の13園と地域型保育施設1園となっています。

保育園児童数をみると、各年1,000人前後で推移しており、市内の就学前児童の4割が保育園を利用しています。



	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
公立保育所	55	—	—	—	—
私立・法人立保育園	1,034	1,097	1,093	1,027	995
保育園児童数合計	1,089	1,097	1,093	1,027	995
就学前児童の利用割合	41.3	41.7	44.1	42.5	43.1

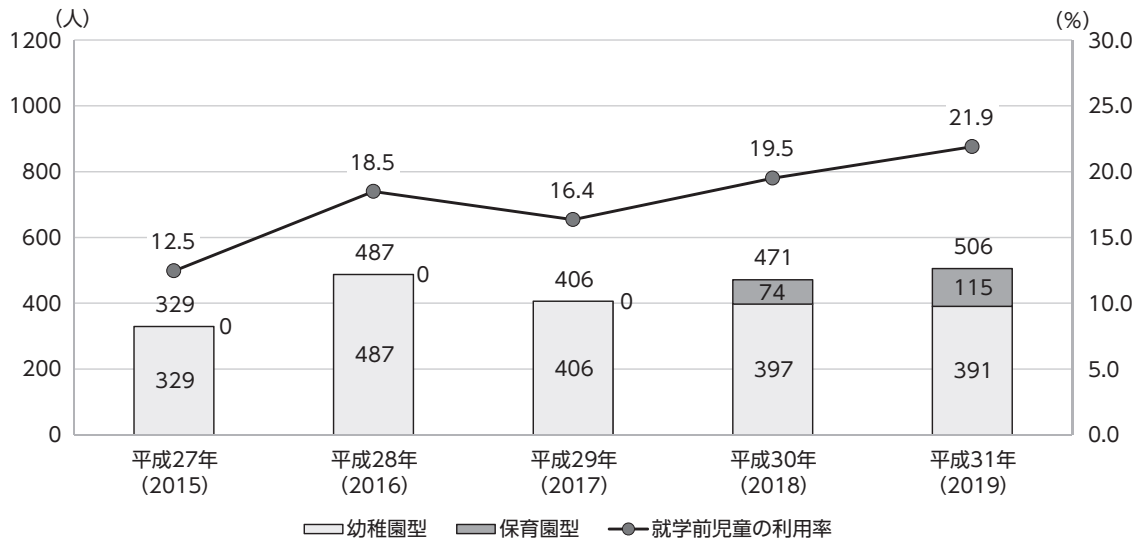
		平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	平成 31 年 定員	平成 31 年 充足率
公立	新町保育所	55	平成 27 年度閉所					
	私立・法人立							
	近川保育園	38	34	35	37	40	50	80.0
	並木保育園	98	100	110	117	106	100	106.0
	海の子保育園	62	62	60	54	42	70	60.0
	白百合保育園	100	99	107	98	103	110	93.6
	小川町第二白百合保育園	108	109	112	114	116	110	105.5
	ゆきのご保育園	130	126	136	122	128	140	91.4
	大平保育園	90	83	79	77	71	90	78.9
	柳町ひまわり保育園	119	113	108	106	116	120	96.7
	苦生ひまわり保育園	64	117	111	116	102	120	85.0
	よしの保育園	58	88	88	91	87	90	96.7
	エビナ保育園	43	41	35	32	27	40	67.5
	大畑中央保育園	80	77	64	平成 30 年度より認定こども園へ移行			
	あすなろ保育園	38	41	42	38	39	60	65.0
	脇野沢保育園	6	7	6	5	3	20	15.0
	ナーサリーしらゆり	平成 29 年 6 月開所			20	15	19	78.9
保育園 合計		1,089	1,097	1,093	1,027	995	1,139	87.4

資料：むつ市（各年 4 月 1 日）

(3) 認定こども園の利用状況

現在、市内には認定こども園が6園（幼稚園型4園、保育園型2園）となっています。施設数が増加したことに伴い、利用者数も増加傾向にあり、平成31年4月1日時点の児童数は628人と、市内の就学前児童の2割が認定こども園を利用しています。

図表 認定こども園の利用状況



(単位：人・%)

	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
幼稚園型	329	487	406	397	391
保育園型	0	0	0	74	115
認定こども園児童数合計	329	487	406	471	506
就学前児童の利用割合	12.5	18.5	16.4	19.5	21.9

		平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	平成 31 年 定員	平成 31 年 充足率
幼稚園 型	星美幼稚園	114	122	140	143	134	140	95.7
	むつひまわり幼稚園	156	158	142	141	156	176	88.6
	こすもす幼稚園	59	63	56	56	47	72	65.3
	こばと幼稚園	平成 28 年 度より 認定 こども園	62	68	57	54	80	67.5
	大湊幼稚園	—	82	平成 28 年度のみ認定こども園				
保育園 型	大畑中央保育園	平成 30 年度より認定こども園			74	72	90	80.0
	希望の友保育園	平成 31 年度より認可				43	70	61.4
認定こども園 合計		329	487	406	471	506	628	80.6

資料：むつ市（各年4月1日）

(4) 幼稚園の利用状況

現在、幼稚園は市内に4園あり、すべて私立・法人立幼稚園となっています。

各年により増減はあるものの、5年間の平均で166人の利用となっており、平成31年4月1日時点の児童数は139人と、市内の就学前児童の1割弱が幼稚園を利用しています。

図表 幼稚園の利用状況



(単位：人・%)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
公立	—	—	—	—	—
私立・法人立幼稚園	264	112	171	145	139
幼稚園児童数合計	264	112	171	145	139
就学前児童の利用割合	10.0	4.3	6.9	6.0	6.0

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成31年 定員	平成31年 充足率
公立	—	—	—	—	—	—	—	—
私立・法人立	こばと幼稚園	62	平成28年度より認定こども園へ					
	大湊幼稚園	68	—	75	57	59	75	78.7
	あたご幼稚園	39	29	19	20	19	25	76.0
	田名部カトリック幼稚園	41	34	28	27	20	25	80.0
	大湊カトリック幼稚園	54	49	49	41	41	45	91.1
幼稚園 合計		264	112	171	145	139	170	81.8

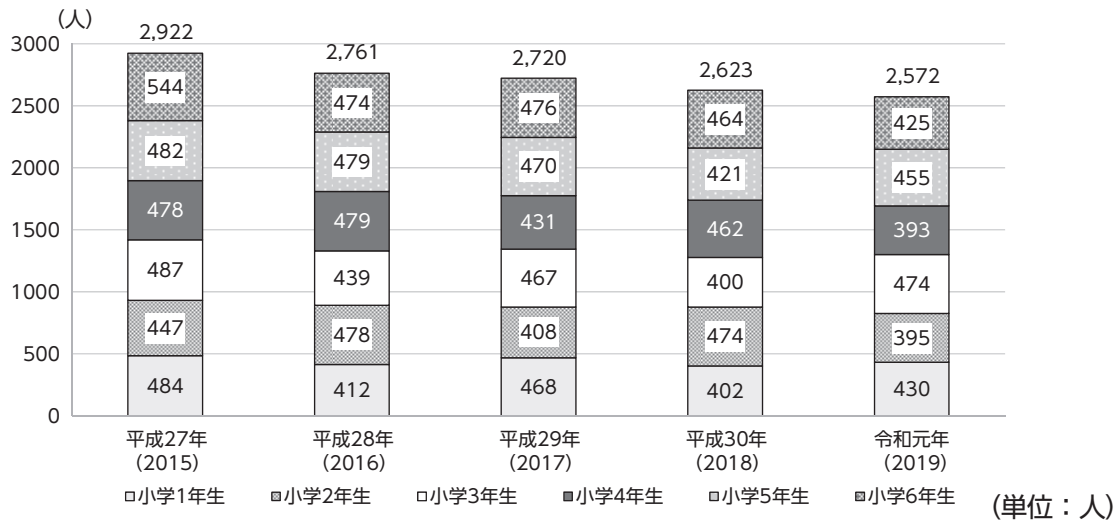
資料：むつ市 (各年4月1日)

2 小中学校の状況

(1) 小学校の状況

現在、市内の小学校数は13校となっており、児童数は減少傾向となっています。

図表 小学校児童数



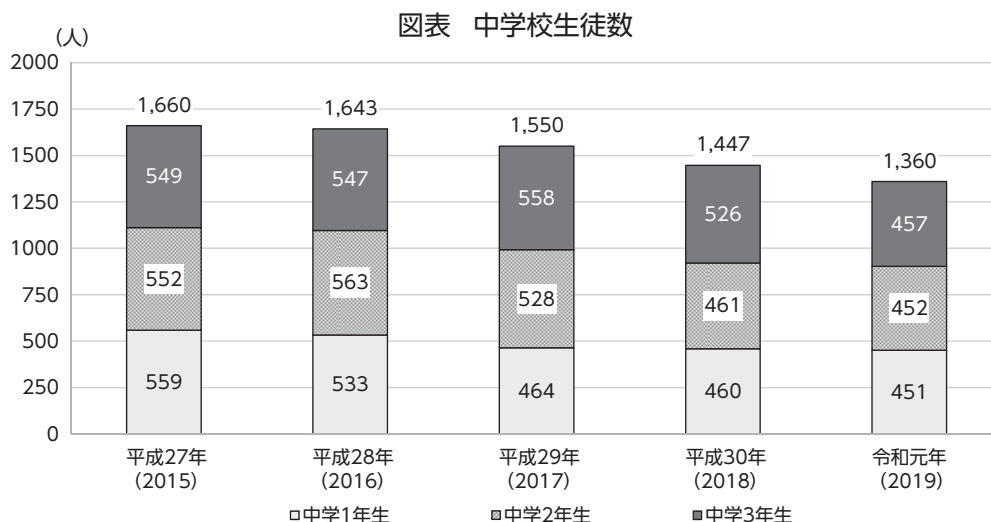
	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
小学 1 年生	484	412	468	402	430
小学 2 年生	447	478	408	474	395
小学 3 年生	487	439	467	400	474
小学 4 年生	478	479	431	462	393
小学 5 年生	482	479	470	421	455
小学 6 年生	544	474	476	464	425
合 計	2,922	2,761	2,720	2,623	2,572

	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
第一田名部小学校	406	393	383	386	366
第二田名部小学校	489	468	443	407	414
苫生小学校	578	549	568	531	527
第三田名部小学校	236	239	242	245	245
奥内小学校	48	40	36	35	27
関根小学校	49	49	52	51	50
大平小学校	510	492	470	469	457
大湊小学校	147	132	128	124	126
川内小学校	149	125	125	128	113
大畑小学校	244	222	224	211	213
正津川小学校	30	26	22	17	18
二枚橋小学校	6	5	5	4	3
脇野沢小学校	30	21	22	15	13
合 計	2,922	2,761	2,720	2,623	2,572

資料：むつ市（各年5月1日）

(2) 中学校の状況

現在、市内の中中学校数は9校となっており、小学生児童と同様に生徒数は減少傾向となっています。



(単位：人)

	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
中学 1 年生	559	533	464	460	451
中学 2 年生	552	563	528	461	452
中学 3 年生	549	547	558	526	457
合 計	1,660	1,643	1,550	1,447	1,360

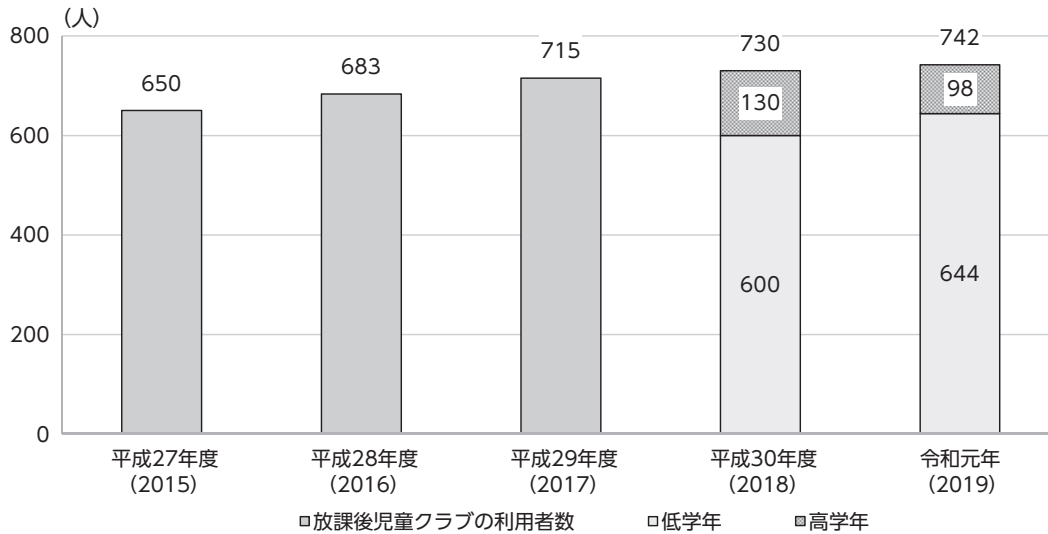
	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
むつ中学校	229	215	217	198	186
田名部中学校	714	703	664	652	629
近川中学校	29	37	32	24	20
関根中学校	31	30	28	20	19
大平中学校	284	291	272	259	248
大湊中学校	87	77	62	49	47
川内中学校	89	105	93	77	61
大畑中学校	171	163	162	150	135
脇野沢中学校	26	22	20	18	15
合 計	1,660	1,643	1,550	1,447	1,360

資料：むつ市 (各年 5 月 1 日)

(3) 放課後児童クラブの利用状況

市全体の放課後児童クラブ利用者数は年々増加傾向にあり、令和元年5月1日時点の利用者数は742人と定員の696人を上回る状況となっています。

図表 放課後児童クラブの利用状況



	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和元年 定員	令和元年 充足率
第一田名部小学校なかよし会	94	99	85	98	104	90	115.6%
第二田名部小学校なかよし会	96	104	111	107	112	112	100.0%
第三田名部小学校なかよし会	41	57	66	66	59	40	147.5%
苫生小学校なかよし会	124	115	114	119	135	112	120.5%
大平小学校なかよし会	130	132	138	129	125	112	111.6%
大湊小学校なかよし会	25	29	34	34	36	30	120.0%
奥内小学校なかよし会	13	13	12	9	6	20	30.0%
関根小学校なかよし会	20	33	35	38	37	30	123.3%
川内小学校なかよし会	31	29	24	33	27	30	90.0%
中島児童館	65	66	85	85	87	90	96.7%
正津川児童館	11	6	11	12	14	30	46.7%
合 計	650	683	715	730	742	696	106.6%

資料：むつ市 (各年5月1日)

3 子育て家庭の状況

市内在住の就学前児童・小学生の保護者を対象に行ったアンケート調査から、本市の子育て家庭の状況を次のように整理します。

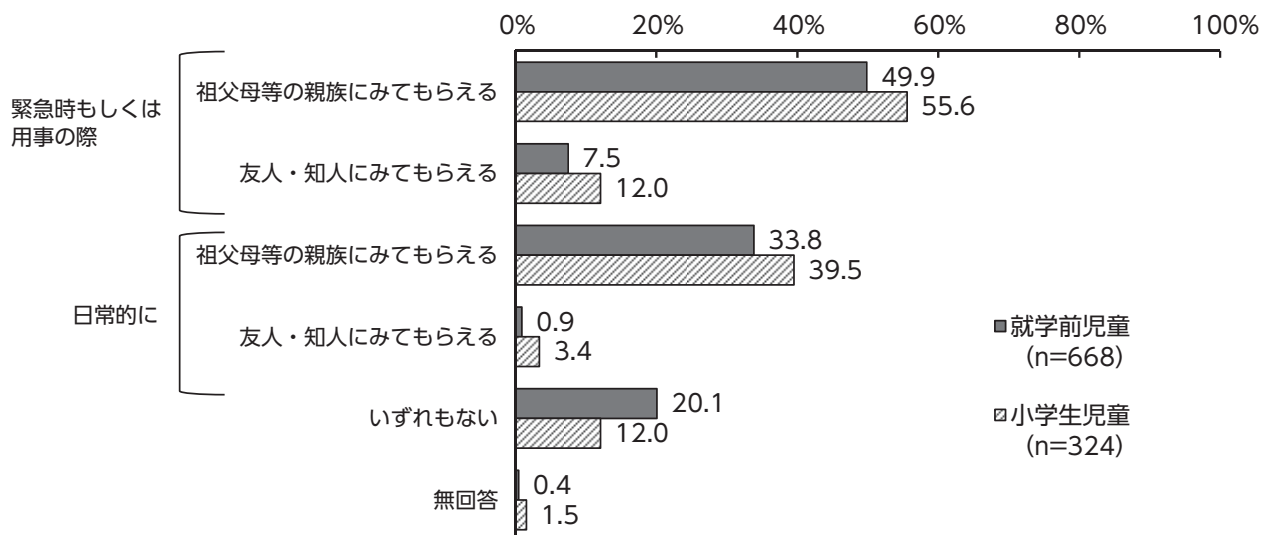
(1) 子どもをみてもらえる状況（就学前児童・小学生児童）

- ◎ 就学前児童・小学生児童のいる 6～7 割の家庭で、いざというときには子どもをみてもらえる環境にあります。
- ◎ お子さんを預かってもらえる親族・友人が「いずれもない」割合は、就学前児童の家庭で 2 割、小学生児童のいる家庭で 1 割程度を占めています。

日頃、子どもをみてもらえる親族の状況を見ると、就学前児童のいる家庭では、日常的にみてもらえる割合が 34.7%、緊急時や用事の際はみてもらえる割合が 57.4%、小学生児童のいる家庭では、日常的にみてもらえる割合が 42.9%、緊急時や用事の際はみてもらえる割合が 67.6%となっており、6～7割の家庭で、いざというときの預かりや子育て相談など、子育て家庭を支える環境にあります。

一方で、お子さんを預かってもらえる状況としては、「いずれもない」と回答した割合は、就学前児童のいる家庭では 20.1%、小学生児童のいる家庭では 12.0%となっており、地域での孤立状態が懸念されます。

図表 子どもをみてもらえる親族・知人の状況



資料：アンケート調査

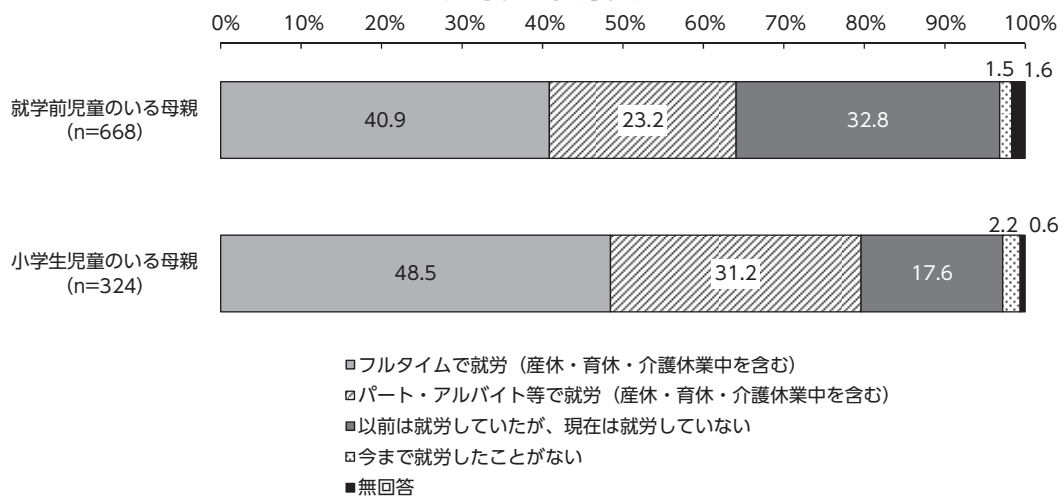
(2) 母親の就労状況・就労意向 (就学前児童・小学生児童)

- ◎ 回答のあった母親の就労している割合 (現在休業中を含む) は、就学前児童では6割、小学生児童のいる家庭では8割を占めています。
- ◎ 現在就労していない母親のうち、就学前児童の母親では8割、小学生児童の母親では5割が“就労したい”と回答しています。

育休、介護休業中の方を含めた母親の現在の就労状況について、就学前児童の保護者では、「就労している (フルタイム)」(40.9%)、「就労している (パートタイム、アルバイト等)」(23.2%) を合わせた就労している方は64.1%、小学生児童の保護者では、「就労している (フルタイム)」(48.5%)、「就労している (パートタイム、アルバイト等)」(31.2%) を合わせた就労している方は79.7%となっています。

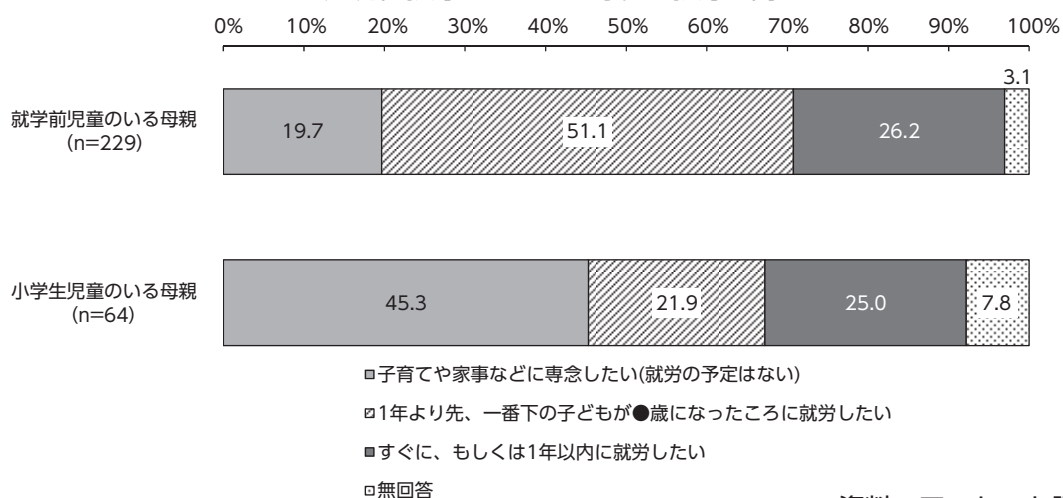
また、現在就労していない方で今後“就労したい (「1年より先、一番下の子どもが●歳になったところに就労したい」、または「すぐに、もしくは1年以内に就労したい」)”意向のある潜在的な就労意向は、就学前児童の母親(n=229)で77.3%、小学生児童の母親(n=64)で46.9%となっています。

図表 母親の就労状況



資料：アンケート調査

図表 現在就労していない母親の就労意向



資料：アンケート調査

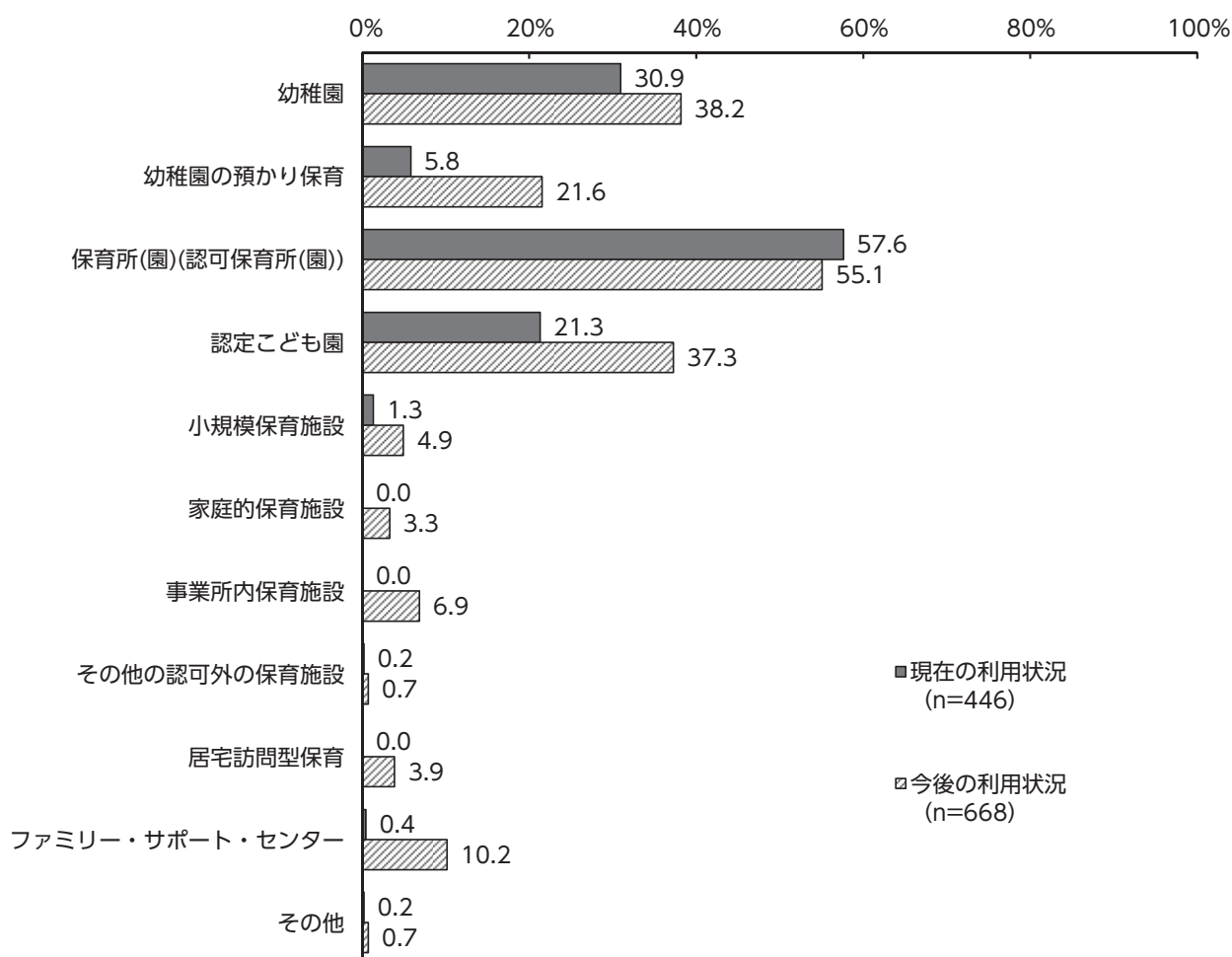
(3) 保育園・幼稚園等の利用状況・利用意向（就学前児童）

◎ 現在の主な保育園・幼稚園等の利用は「保育所（園）（認可保育所（園）」、「幼稚園」、「認定こども園」となっています。

就学前児童の幼稚園や保育所（園）を現在定期的に利用しているサービスとしては、「保育所（園）（認可保育所（園）」（57.6%）、「幼稚園」（30.9%）、「認定こども園」（21.3%）が多くなっています。

なお、現在の利用に関わらず今後定期的に利用したい事業としては、「保育所（園）（認可保育所（園）」（55.1%）、「幼稚園」（38.2%）、「認定こども園」（37.3%）、「幼稚園の預かり保育」（21.6%）、「ファミリー・サポート・センター」（10.2%）となっており、現状と比較すると、「保育所（園）（認可保育所（園）」、「幼稚園」、「認定こども園」等を基本に、「幼稚園の預かり保育」や「ファミリー・サポート・センター」等を組み合わせながら利用したい意向がうかがえます。

図表 保育園・幼稚園等の利用状況（現在・今後の利用）

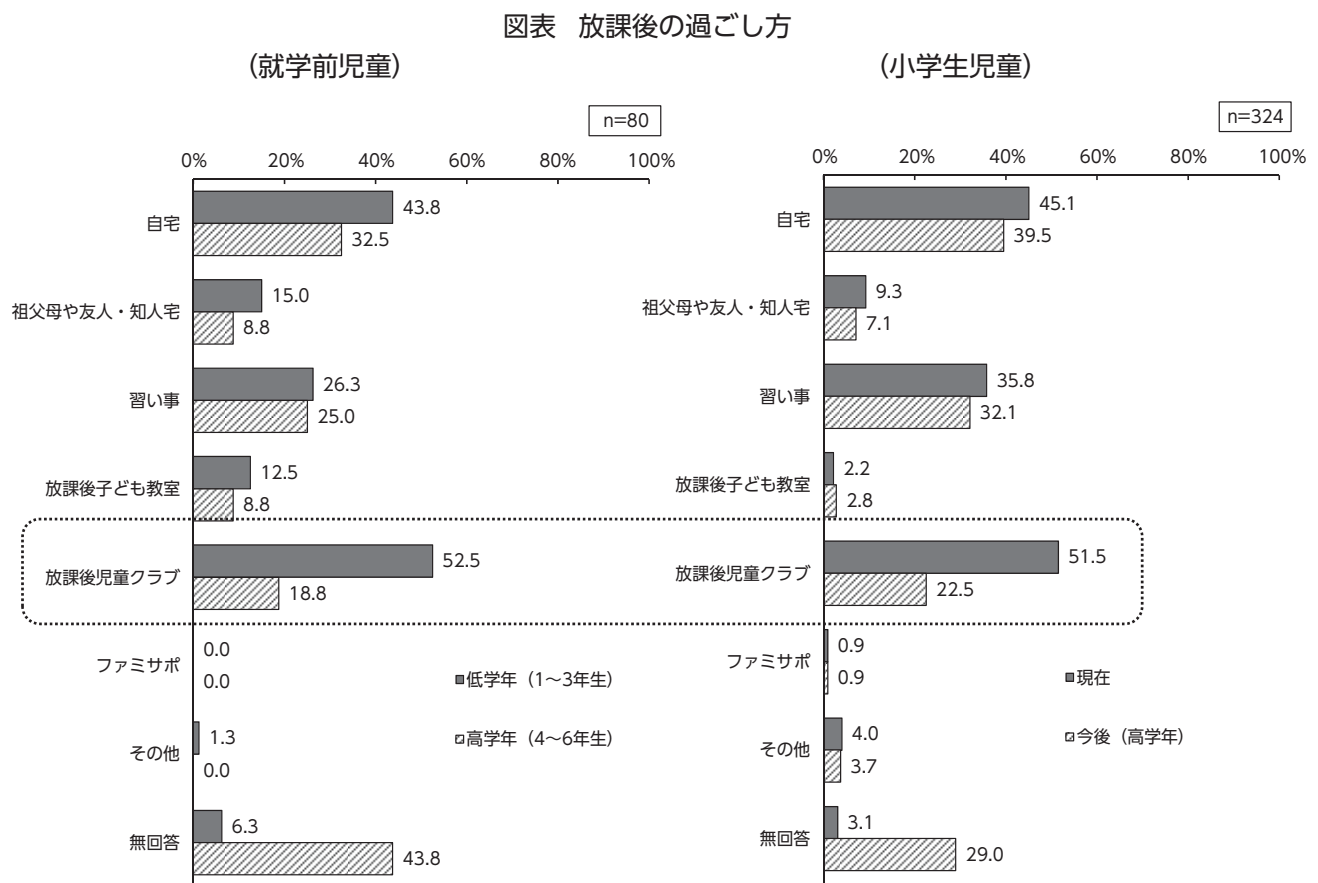


資料：アンケート調査

(4) 放課後の過ごし方 (就学前児童・小学生児童)

◎ 小学生児童の放課後児童クラブの利用は、現時点では5割、高学年でも利用したいは2割となっており、来年度就学予定の児童を持つ保護者のうち、「利用したい」との回答は低学年で5割、高学年で2割となっています。

小学生児童が放課後児童クラブを「利用している」と回答した割合は51.5%、高学年になっても「利用したい」と回答した割合は22.5%となっています。また、来年度就学予定の児童を持つ保護者（n=80）で低学年時に放課後児童クラブを「利用したい」とする方は52.5%、高学年時で18.8%となっています。



図表 放課後の過ごし方について (就学前・小学生児童：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
来年度就学予定の児童 (低学年) (n=93)	放課後児童クラブ 52.5%	自宅 43.8%	習い事 26.3%
来年度就学予定の児童 (高学年) (n=93)	自宅 32.5%	習い事 25.0%	放課後児童クラブ 18.8%
小学生児童 (低学年) (n=119)	放課後児童クラブ 51.5%	自宅 45.1%	習い事 35.8%
小学生児童 (高学年) (n=119)	自宅 39.5%	習い事 32.1%	放課後児童クラブ 22.5%

資料：アンケート調査

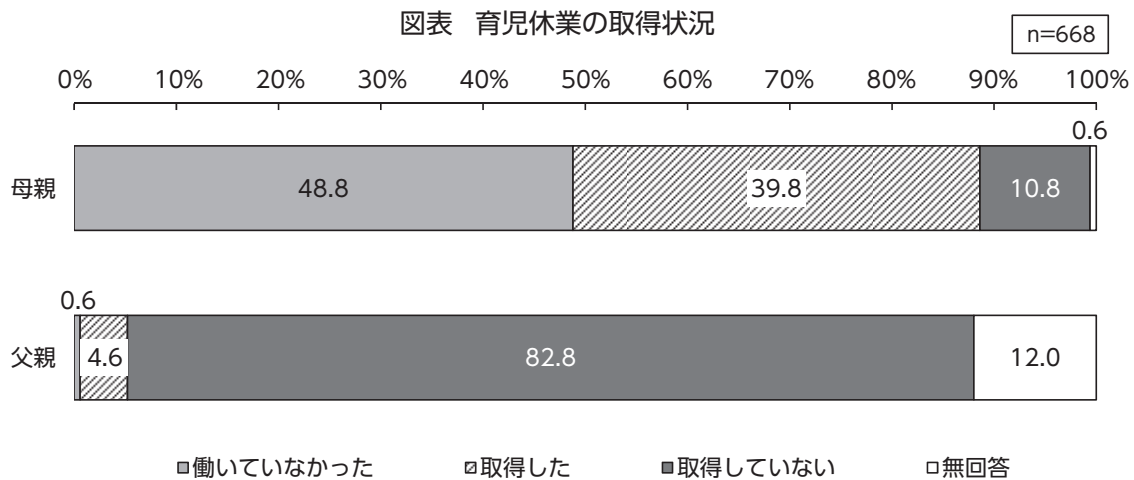
(5) 職場の両立支援制度について（就学前児童）

- ◎ 育児休業の取得状況は母親が4割、父親が1割未満となっています。
- ◎ 育児休業を「取得していない」理由として、母親は「職場に育児休業の制度がなかった」を、父親は「仕事が忙しかった」を、それぞれ第1位に挙げています。

育児休業の取得について、母親の39.8%が「取得した」と回答しています。

一方で、父親の取得状況は4.6%であり、82.8%が「取得していない」と回答しています。

なお、「取得していない」と回答した方の理由として、母親は「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（30.6%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（26.4%）、「子育てや家事に専念する為退職した」（25.0%）を、父親では「仕事が忙しかった」（28.8%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」（ともに25.5%）、「配偶者が育児休業制度を利用した」（23.0%）を、それぞれ上位に挙げています。



図表 育児休業の取得していない理由
(母親・父親別：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
母親 (n=72)	職場に育児休業の制度がなかった 30.6%	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった 26.4%	子育てや家事に専念する為退職した 25.0%
父親 (n=553)	仕事が忙しかった 28.8%	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった 制度を利用する必要がなかった (配偶者が無職、親族にみてもらえるなど) 25.5%	配偶者が育児休業制度を利用した 23.0%

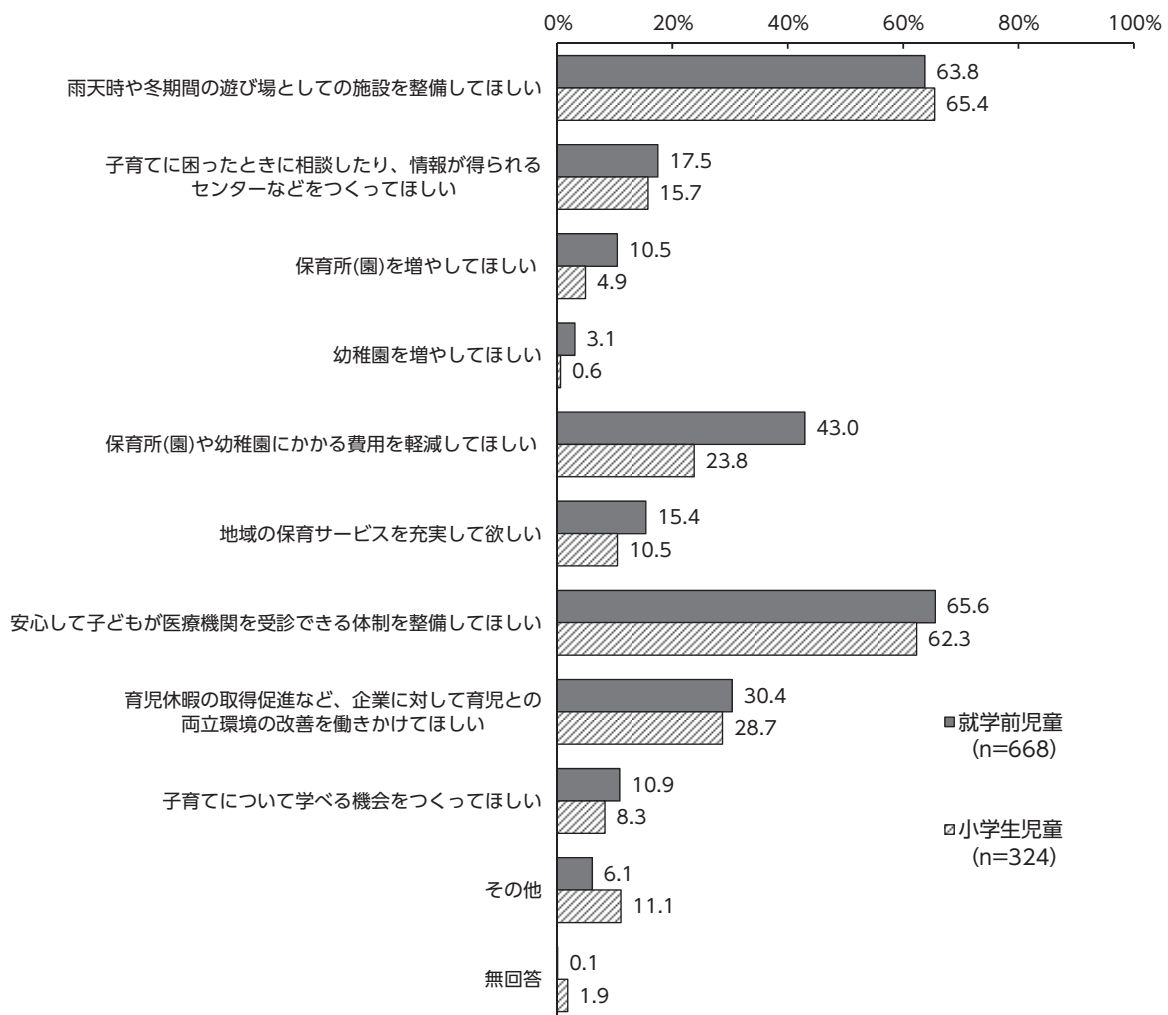
資料：アンケート調査

(6) 市に期待する子育て支援について（就学前児童・小学生児童）

◎ 市に期待する子育て支援として、就学前児童では「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」、小学生児童では「雨天時や冬期間の遊び場としての施設を整備してほしい」が、それぞれ第1位に挙がっています。

市に期待する子育て支援について、就学前児童では「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」(65.6%)、「雨天時や冬期間の遊び場としての施設を整備してほしい」(63.8%)、「保育所(園)や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」(43.0%)を、小学生児童では「雨天時や冬期間の遊び場としての施設を整備してほしい」(65.4%)、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」(62.3%)、「育児休暇の取得促進など、企業に対して育児との両立環境の改善を働きかけてほしい」(28.7%)を、それぞれ上位に挙げています。

図表 市に期待する子育て支援



資料：アンケート調査

(7) 子育て環境や支援への満足度

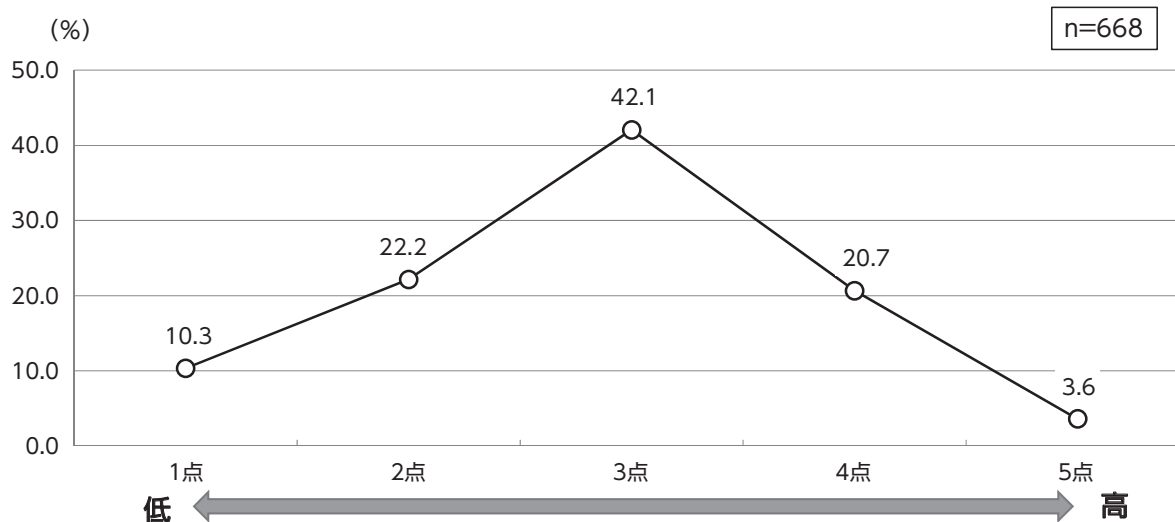
◎ 地域における子育ての環境や支援への満足度（5段階評価）について、就学前児童のいる家庭では 2.9 点となっています。

就学前児童のいる家庭の地域における子育ての環境や支援への満足度については、5段階の平均で 2.9 点となっており、点数は、「3点」（42.1%）、「2点」（22.2%）、「4点」（20.7%）の順に分布しています。

図表 地域における子育ての環境や支援への満足度

(単位：点)	
就学前児童の満足度の平均（5段階）	2.9点

図表 地域における子育ての環境や支援への満足度の分布（就業前児童）



資料：アンケート調査

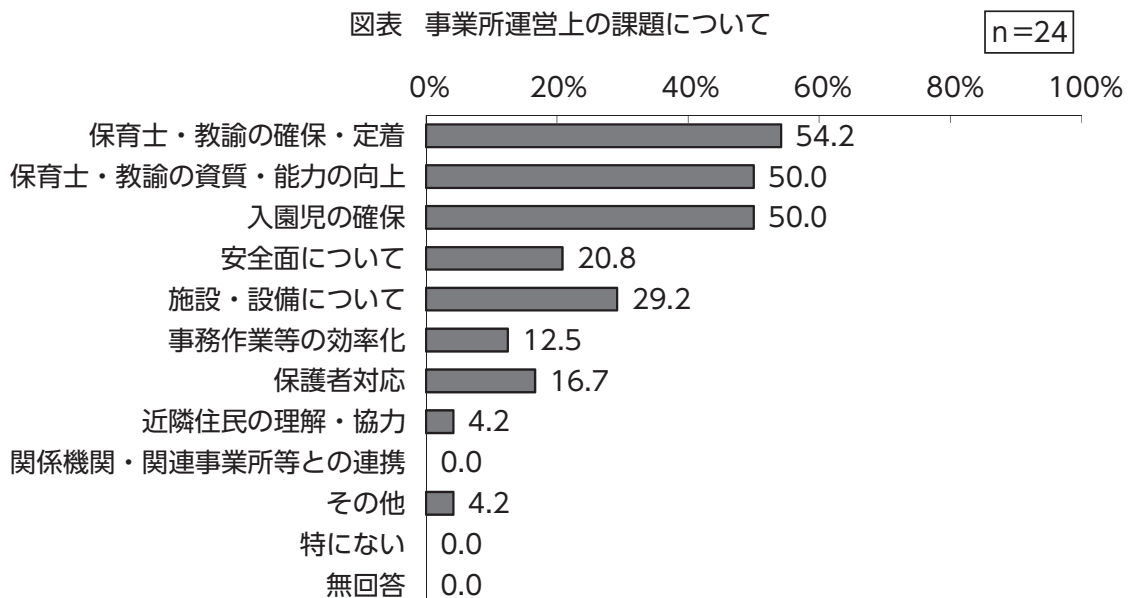
4 教育・保育事業所の状況

市内の教育・保育施設を対象に行った事業所調査から、本市の教育・保育事業所の状況を次のように整理します。

(1) 運営上の課題について

◎ 運営上の課題については、「保育士・教諭の確保・定着」が5割を超え第1位になっています。

事業所運営上の課題については、「保育士・教諭の確保・定着」が54.2%と最も多くなっています。次いで「保育士・教諭の資質・能力の向上」、「入園児の確保」がともに50.0%、「施設・設備について」が29.2%となっています。

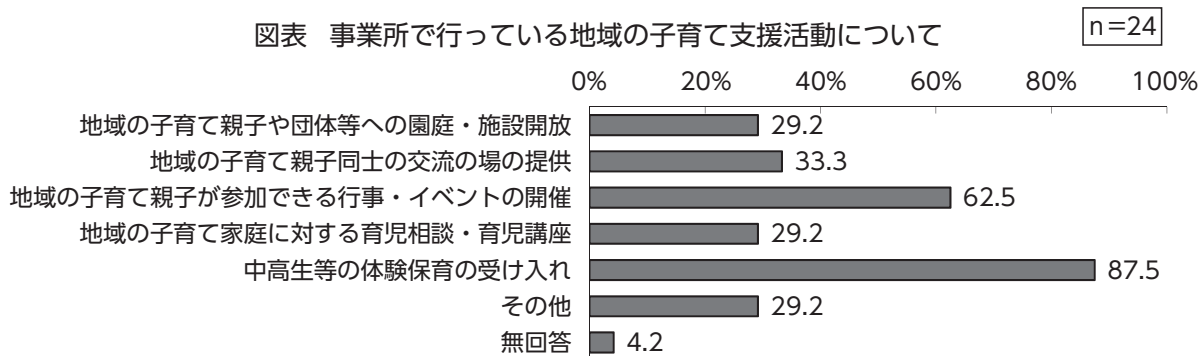


資料：事業所調査

(2) 事業所で行っている地域の子育て支援活動について

◎ 事業所で行っている地域の子育て支援活動については、「中高生等の体験保育の受け入れ」が8割を超え第1位となっています。

事業所で行っている地域の子育て支援活動については、「中高生等の体験保育の受け入れ」が87.5%と最も多くなっています。次いで「地域の子育て親子が参加できる行事・イベントの開催」が62.5%、「地域の子育て親子同士の交流の場の提供」が33.3%となっています。

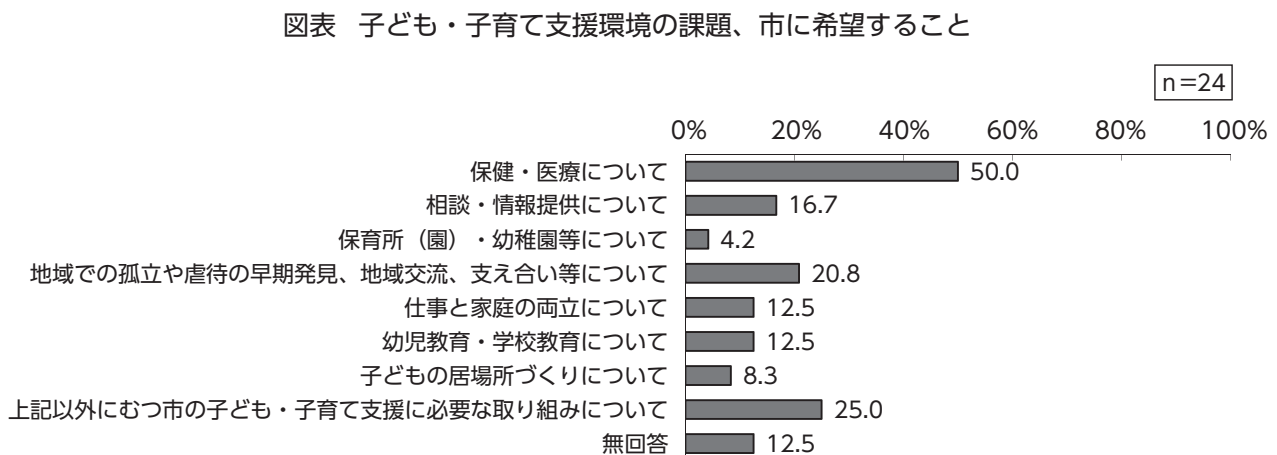


資料：事業所調査

(3) 子ども・子育て支援環境の課題、市に希望すること

◎ 子ども・子育て支援環境の課題、市に希望することについては、「保健・医療について」が5割で第1位となっています。

子ども・子育て支援環境の課題、市に希望することについては、「保健・医療について」が50.0%と最も多くなっています。次いで「上記以外にむつ市の子ども・子育て支援に必要な取り組みについて」が25.0%、「地域での孤立や虐待の早期発見、地域交流、支え合い等について」が20.8%となっています。



資料：事業所調査

5 第1期計画施策の評価

第1期計画では4つの基本目標と18の施策に基づき、105の事業(再掲含む)を展開していました。

事業の担当課による自己評価の結果では、105の掲載事業に対し、「有効」(AAまたはA)または、「概ね有効」(B)と評価した事業の割合(有効事業比率)は、各施策で50%~100%、計画全体としては、82.1%の事業が「有効」に取り組まれています。

また、実施したものの「課題が残る」(C)、「実施したが利用等実績なし」(D)となった事業は10事業(9.5%)、「一部実施」(E)、「未実施」(F)の事業は8事業(7.6%)となっています。

施 策	掲載 事業数	評 価			有効事業比率 (AA~B) / (掲載事業)
		AA~B	C・D	E・F	
施策1 子どもの健やかな成長を支える					
1-1：家庭の子育て機能の強化	5	4	1	0	80.0%
1-2：地域の子育て機能の強化	10	8	0	2	80.0%
1-3：教育・保育の充実	20	15	2	3	75.0%
1-4：発達支援・療育体制の充実	11	11	0	0	100.0%
1-5：思春期保健対策の推進	3	2	1	0	66.7%
施策2 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る					
2-1：児童虐待防止対策の強化	5	4	1	0	80.0%
2-2：心のケア・相談体制の充実	3	3	0	0	100.0%
2-3：防犯対策の推進	4	2	1	1	50.0%
2-4：事故防止対策の推進	4	4	0	0	100.0%
施策3 安心して子どもを生み育てられる環境をつくる					
3-1：母子保健の充実	7	7	0	0	100.0%
3-2：食育の推進	2	2	0	0	100.0%
3-3：小児医療体制の強化	1	1	0	0	100.0%
3-4：相談支援体制の強化	2	2	0	0	100.0%
3-5：経済的支援の充実	7	5	1	0	71.4%
3-6：安心して子育てできる生活環境の整備	10	8	1	1	80.0%
3-7：ひとり親家庭支援の充実	2	1	1	0	50.0%
施策4 仕事と生活の調和の実現を促す					
4-1：仕事と子育ての両立を支援する就労環境の推進	5	4	0	1	80.0%
4-2：多様な教育・保育サービスの提供	5	4	1	0	80.0%
計	105	87	10	8	82.1%

※施策評価基準：AA：市独自の事業として実施（有効）、A：（法令・制度に基づく事業で）実施（有効）、B：実施（概ね有効）、C：実施（課題が残る）、D：実施（実施したが利用等実績なし）、E：一部実施、F：未実施

6 子ども・子育て支援の課題の整理

前項までの現況及び子ども・子育てを取り巻く環境をもとに、本市の子ども・子育て支援の課題を次のように整理します。

(1) 子育て家庭のニーズに応えた保育・教育、子育て支援の提供

核家族化・小家族化の進行、子育てをする親（女性）の就労意向の高まり、働き方改革などの社会的な変化を背景に、子育て家庭のニーズも多様化してきています。

また、保育・教育、子育て支援を提供するに当たり、保育士の確保も課題となっており、ニーズに対応できる支援体制の整備が求められています。

本市に住む子育て家庭が子どもを育て、暮らしやすいまちになるよう、多様化する子育て家庭のニーズに対応するため、実態に即したニーズの把握に努めつつ、計画的な提供体制の整備、確保を図っていく必要があります。

(2) 包括的な子育て支援体制の強化

妊娠、出産、子育てのそれぞれのステージに合わせた適切な支援を提供することにより、子育て家庭が子どもを生き育てやすい環境を創出する必要があります。

また、子どもに対する虐待や、いじめ、ひきこもり、貧困問題などは相談しにくく、問題が潜在化しやすい傾向がある中、妊娠期から切れ目のない支援により信頼関係を構築し、関係機関が連携した包括的な相談や支援につなげていくことが重要です。

(3) 子どもの居場所の提供、子育てしやすい環境の整備

子ども達が心身ともに健やかに育つよう、子どもの居場所、活動の場の提供や医療機関の整備といったことなどが求められています。

また、近所や地域に求めることとして、「危険な目に遭いそうなときは保護してほしい」や「良くないことをしているときは注意してほしい」といったことが挙げられています。

子どもとその家族が安心して育ち生活できるよう地域全体で子育てしやすいまちづくりを進める必要があります。

(4) 子育てと仕事の両立に向けて

アンケート調査では、就学前児童の母親の6割強、小学生の母親の8割弱が就労していると回答しており、本市の6割以上が共働き家庭といえます。

昨今、働き方改革の推進やライフ・ワーク・バランスが注目を集めるなど、個々のライフスタイルに合わせた働き方を選択できるようになりつつある中、本市においても家庭と仕事が両立できるよう協力体制を築いていくことが重要となります。

第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

第1期の計画では「いきいき、すくすく みんなで育む むつの未来」を基本理念に、子どもの幸せを第一に考えると同時に、子どもを育てる親や家庭が、安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくりを推進してきました。

本計画においてもこの基本理念を継承し、子どもの健全育成に向けた取り組みの推進と、利用者の視点に立ったサービス・支援の提供を行います。また、本市の豊かな自然や伝統を未来へつなぎ、地域全体で子どもとその家族を支えながら次代を担う子ども達がいきいきと成長できるよう取り組む必要があります。

1 基本理念

いきいき、すくすく
みんなで育む むつの未来

(1) 子どもの最善の利益の追求

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

(2) 親としての成長の支援

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指します。

(3) 地域全体での支え合い

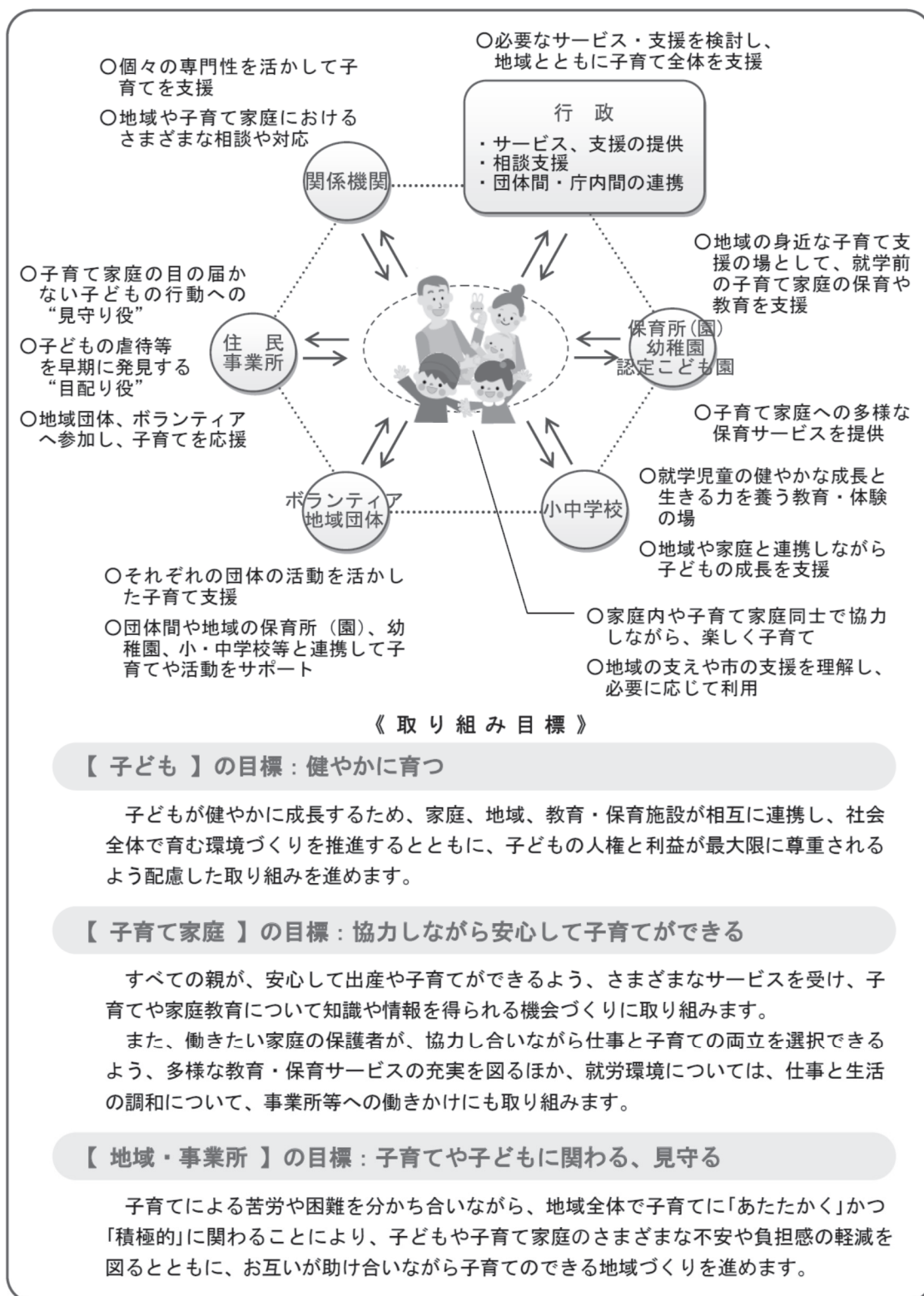
社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。

2 家庭・地域・事業者・行政の役割

基本理念に示す本市の子育ては、子育ての主体である「家庭」だけでなく、「地域」や「事業者」等も大きな役割を担っています。

下図のように、市をはじめ地域のさまざまな人々や団体、施設等が、本市で子育てをする家庭や子どもの成長をみんなで見守ります。

図表 家庭・地域・事業者・行政の役割（イメージ）



第5章 計画の着実な推進に向けて

本計画の推進に当たっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業者・行政などそれぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

1 計画の推進体制

(1) 市民や地域・関係団体等との連携

地域における子育て支援を推進し、本計画を実効性のあるものとしていくためには、市が本計画に基づき、安心安全な子育て支援を着実に展開していくとともに、子育て家庭や地域・関係団体等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。

そのため、広報紙やホームページ等の媒体や機会を通じて、積極的に計画の周知や啓発活動等を行うほか、子育て施策や母子保健活動、相談事業等を通じて、子育て家庭の意向を把握し、地域・関係団体等と十分に連携を図りつつ、計画での取り組みを推進します。

(2) 庁内における推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、多岐の分野にわたっており、全庁的な取り組みとして総合的・計画的に推進するため、庁内各関係部局と子ども・子育て支援に関する取り組みを共有し、連携を強化します。

そのため、関係各課と情報の共有化を図り、改善すべき課題等の共通認識を持ち、本計画を推進していきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の達成に向けて、施策の進捗状況を定期的に点検・評価する等、着実な推進に努めます。

第2部 施策の展開



第2部 施策の展開

第1章 子どもの健やかな成長を支える

1-1 家庭の子育て機能の強化

子育ての基本が家庭であることを認識し、保護者自身が子どもを教育する力を身につけることを支援し、家庭での教育のあり方や地域との結びつきを身につける機会づくりを促進します。

そのため、子育ての中で陥りやすい不安や悩みの相談やリフレッシュの機会となるよう、地域に交流の場を設け、SNSなどを活用した子育てに関する情報提供や、親同士の交流を図る機会、家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことへの意識啓発の提供に努めます。

また、子育てや家事などの家庭責任を男女がともに担い、支え合うことができる環境づくりを目指し、子どもを生み育てる意識啓発として、「第2次むつ市男女共同参画推進基本計画（愛称・新むつみあいプラン）」に基づいて、男女が協力して家庭を築くことにより特化した意識啓発や情報提供に努めます。

○子育てやしつけ等に関する知識、技術を習得する機会の充実

1-1-1：子育て情報の提供 担当課：子育て施設経営課・子育て支援課・子ども家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

各種の子育て支援サービス情報について、親の世代に合わせて、SNSやホームページ等を活用して、子育てサービスに関する情報提供の充実を図ります。

1-1-2：家庭教育支援 担当課：教育委員会生涯学習課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

家庭教育の充実に向けて、小中学校等における情報提供の機会や相談、交流機会の実施方法を見直し、家庭教育の向上を図っています。

○子育て親子同士の交流・情報交換機会の充実

1-1-3：地域子育て支援拠点事業 担当課：子ども家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

市内の3か所の保育園で地域子育て支援センターを開設し、親子の交流や保護者同士の交流の場の提供、子育てに関する相談や情報の提供等の総合的な子育て支援を実施しています。

今後も、内容の充実・情報の提供を図り、子育て支援の拠点としての活用を図ります。また、各センターにおいて利用人数の一極化がみられるため、一極化の解消に取り組めます。

○家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことへの意識啓発

1-1-4：男女共同参画啓発

担当課：市民連携課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

男女がお互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画意識を啓発するために、広報を行います。

また、第2次むつ市男女共同参画推進前期実施計画が、平成30年度を持って期間満了となったことから、計画の総括を行い第2次むつ市男女共同参画推進後期実施計画の策定を行い、今後も継続した啓発をしていきます。

1-1-5：男女が協力して子どもを生き育てることへの意識啓発

担当課：市民連携課・産業雇用政策課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義について周知を図るため、性別による固定的な役割分担意識や仕事優先の意識の見直しをはじめ、市民や事業所等へ労働時間、育児休暇の取得促進等の制度について、広報・啓発運動による周知を図ります。

第1期計画期間中には、男女共同参画について広く周知したものの、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に特化した啓発の実施ができていなかったため、より特化した啓発を実施するよう努めます。

1-2 地域の子育て機能の強化

子育てを家庭や地域社会全体で支えるためには、子育て家庭、地域の関連機関及び地域の人々との連携が必要です。

そのため、地域の一員として、地域で子ども達が健やかに成長し、家族のふれあいの輪を広げる場となるよう、子ども達が地域でさまざまな人々と関わりを持ちながら、健全に育っていくよう、地域活動や世代間交流、子育て支援に関わっている団体と連携して子育て家庭を見守り・支え合う子育て支援体制の構築を目指します。

○地域におけるさまざまな体験・交流機会の充実

1-2-1：子ども会活動支援

担当課：教育委員会中央公民館

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子どもの自主性を尊重した子ども会活動の活性化を推進し、子ども会が行うボランティア活動や地区活動を継続して支援します。

また、放課後児童保育の需要増加や部活動のスポーツ少年団移行等児童を取り巻く環境が変化しつつある中、あらためて子どもの居場所・教育の場として子ども会活動が評価されるようあり方を模索していきます。

1-2-2：スポーツ少年団支援

担当課：市民スポーツ課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

青少年にスポーツを振興し、青少年の心身の健全育成に資するスポーツ少年団の指導者の確保や育成による活動の活発化、選手の育成強化を支援します。

また、新設された制度であるスポーツ指導者バンク事業やスポーツ少年団指導者登録助成金制度についても広く周知します。

1-2-3：芸術・文化活動支援

担当課：教育委員会生涯学習課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

子どもや青少年に優れた芸術や文化の鑑賞機会の充実を図ります。

1-2-4：青少年体験学習

担当課：教育委員会生涯学習課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

小中学生に、野外活動や郷土学習、交流など体験活動の機会を提供します。

1-2-5：世代間交流

担当課：福祉政策課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

世代間交流を通じて、地域で子ども達とのふれあいの機会を設けることで、地域全体で子ども達の成長を支える意識の醸成に努めます。

○地域の人材を活用した学習機会の充実

1-2-6：放課後子ども教室事業

担当課：教育委員会生涯学習課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

すべての子どもを対象に安全で健やかな居場所づくりを推進する目的で、地域の大人達が放課後等に子ども達を見守る体制をつくります。

今後、実施教室の増加を目指すため、活動場所やコーディネーター及び教育活動サポーターの人材の確保に取り組みます。

○子ども・子育て支援団体等の組織化、活動の活性化

1-2-7：民生委員・児童委員活動

担当課：福祉政策課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

民生委員・児童委員及び主任児童委員による子どもや家庭に対する相談、援助活動の充実を図ります。

○地域全体で子どもを育てていく地域力の強化

1-2-8：子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

担当課：子ども家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

地域において子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

また、地域で子育てを支援する活動として、今後も子育て関連施設へパンフレットの配布など普及・啓発に努め、登録会員数の増加や育児支援等の利用促進を図ります。

1-3 教育・保育の充実

幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児期における教育・保育には、豊かな感性や自主性を育てる大切な役割があります。

そのため、本計画「第3部 子ども・子育て支援事業計画」の計画的な推進とともに、乳幼児期の発達に即した保育・教育の充実、確保に努めます。

また、就学後の放課後の居場所となるよう放課後児童クラブについても充実、確保に努めます。

○ニーズに応じた保育・教育施設の整備・確保

1-3-1：地域型保育事業の推進

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子ども・子育て支援新制度に基づき、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、満3歳未満の保育を必要としている子どもに対して保育（地域型保育事業）を推進します。

1-3-2：認定こども園の設置

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

認可幼稚園と認可保育所（園）が連携して一体的な運営を行い、健やかな成長が図られるよう適切な環境を与え、かつ保護者の子育て支援を行う認定こども園の推進を図ります。

なお、幼稚園・保育所（園）から認定こども園への移行については、それぞれの施設ならびに運営事業者の意向を把握して実施します。

1-3-3：保育所（園）施設及び環境の整備

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

保育需要に対応するため、地域の状況を勘案して、定員の見直しや保育施設の整備を検討します。

また、老朽化した保育所等の移転、改築を計画的に進め、保育環境の整備に努めます。

1-3-4：保育施設危機管理整備

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

火災への対応、部外者の進入を防止するなど安全に配慮し、危機管理に対応した設備の整備を促進します。また、園内設備のみでなく園外活動における道路の安全についても確認します。

○教育・保育サービスの充実

1-3-5：乳児保育事業

担当課：子ども家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

現在、生後6か月以降の乳児の受け入れを行っているほか、市内10か所の保育所で生後2か月以降の乳児の受け入れも行っています。

今後も産休明けからの乳児保育の実施について継続するとともに、その充実を図ります。

1-3-6：地域子育て支援拠点事業（再掲）

担当課：子ども家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

市内の3か所の保育園で地域子育て支援センターを開設し、親子の交流や保護者同士の交流の場の提供、子育てに関する相談や情報の提供等の総合的な子育て支援を実施しています。

今後も、内容の充実・情報の提供を図り、子育て支援の拠点としての活用を図ります。また、各センターにおいて利用人数の一極化がみられるため、一極化の解消に取り組めます。

1-3-7：利用者支援事業

担当課：子ども家庭課・子育て支援課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整を実施します。

1-3-8：子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（再掲）

担当課：子ども家庭課・子育て支援課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

地域において子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

また、地域で子育てを支援する活動として、今後も子育て関連施設へパンフレットの配布など普及・啓発に努め、登録会員数の増加や育児支援等の利用促進を図ります。

1-3-9：幼稚園における子育て支援活動

担当課：子ども家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

現在、市内5か所の認定こども園、3か所の幼稚園で未就園児を対象に実施しています。親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供に努めます。

○就労形態の多様化に対応した保育及び放課後の居場所の確保

1-3-10：延長保育事業

担当課：子ども家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

現在、市内14か所の保育所（園）で、午後6時以降の延長保育を実施しています。

今後も開所時間を超える保育の実施について継続するとともに、その充実を図ります。

1-3-11：休日保育事業

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、市内1か所の保育園で満2歳以上を対象とした、祝祭日の休日保育を実施しています。

今後も未満児の利用や日曜日の実施について、需要の動向を見極めながら、引き続き実施を検討します。

1-3-12：預かり保育の充実

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、すべての私立幼稚園で実施しています。今後も希望する園児を対象に私立幼稚園で行っている預かり保育を実施し、遊ぶ場の減少や待機児童への対策につなげていきます。

1-3-13：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

市内小学校で放課後児童クラブを設置・運営しています。

今後も小学校就学児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、放課後児童クラブ（なかよし会）を設置・運営します。

また、放課後子ども教室との一体的な取り組みなど、活動のさらなる充実について教育委員会と連携を進めます。

○保護者の緊急時、子どもの病気等への対応

1-3-14：一時預かり事業

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、3か所の保育園で実施しています。

今後も保護者の緊急時への対応や心理的・身体的な負担を軽減できるよう拡充を図ります。

1-3-15：病児・病後児保育事業

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

病後児保育については、現在NP法人へ委託して実施しています。

今後は、利用枠の拡大や、回復期までは至らないが病状に当面急変の認められない児童、病気やケガの回復期にある児童で、親の就労などにより家庭での保育に支障があるケースなどに対応するため、病児・病後児保育を検討します。

1-3-16：子育て短期支援事業（ショートステイ）

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、本事業の実施はありませんが、需要の動向を見極めながら、引き続き実施を検討します。

○幼稚園・保育所（園）・小学校 関係機関との連携強化

1-3-17：幼稚園・保育園・小学校 関係機関との連携

担当課：子ども家庭課・教育委員会学校教育課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

教育・保育施設と地域型保育事業との連携に当たっては、認可された地域型保育事業者に対し、すべての教育・保育施設が参加する子育て支援関係機関ネットワークへの参加を呼びかけ、情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を進めます。

また、幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携では、市内の幼稚園、保育所（園）、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

1-3-18：小中一貫教育推進事業

担当課：教育委員会学校教育課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

小中一貫教育の推進のため、小中一貫教育非常勤講師を配置し、小・中学校間での乗り入れ授業、小学校における一部教科担任制の導入等、児童生徒の学習及び活動支援を行います。

1-4 発達支援・療育体制の充実

子ども達の個性と能力を最大限伸ばしていくため、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな教育の実践を目指します。

また、障がいの早期発見に努めるとともに、障がいのある子どもや配慮の必要な児童が、その程度に応じた適切な環境の中で生活を営むことができるよう、各特別支援学校など専門機関との連携のもと、子ども達の将来に向けて、自らの生き方、暮らし方を選択できるよう、療育・発達支援を推進します。

○障がい等に対する理解

1-4-1：障がいへの理解の推進

担当課：障がい福祉課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

障がいへの理解を深めノーマライゼーションの社会実現のため、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体、障がい福祉サービス提供事業所との連携を強化し、広報紙や市のホームページ、パンフレット等を活用し、広報・啓発活動を推進します。

○障がい等の早期発見・早期対応

1-4-2：母子保健事業と連携した早期発見・療育の実施

担当課：子育て支援課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査・指導等を適切に実施するとともに、障がいの早期発見、早期治療につなげるよう、保健活動の充実に努めます。

また、関係機関との連携を図りながら支援できるような体制を整えていきます。

1-4-3：育児相談

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

健康相談事業の中で、発達の遅れや障がいのある子どもへの育児相談に対応するとともに、保護者の不安の軽減に努めます。

1-4-4：障がい児療育相談

担当課：障がい福祉課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

市内商業施設催事場で開催している「障がい福祉相談会・障がい福祉サービス説明会」や市内の相談支援事務所に委託している「相談支援事業」を継続し、障がいについて不安を感じている市民が気軽に相談できる機会を提供します。

また、令和元年度には児童発達支援センターが開設されており、相談支援体制と療育の場が充実することから、適切なサービスの提供に努めます。

○要保護児童への対応

1-4-5：スクールサポーター配置事業

担当課：教育委員会学校教育課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

多動傾向や介助を必要とするなど特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活の支援を行います。

また、スクールサポーターの増員及び、指導力向上を図ることができるよう努めます。

1-4-6：適応指導教室開設事業（教育研修センター設置）

担当課：教育委員会学校教育課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

学校不適応の児童生徒の自立への支援を主たるねらいとし、学校復帰を図るための適応指導を行います。

○障がい児保育、特別支援教育の充実

1-4-7：障がい児保育事業

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

集団保育可能な児童を対象として、関係課との情報連携や各保育所（園）と保護者との事前面談を実施し、受け入れの拡充を図ります。

1-4-8：障がい児受け入れ体制の整備・拡充

担当課：子ども家庭課・教育委員会総務課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

地域の実情や家庭の要請に応じて障がいのある児童の受け入れの拡充を目指します。

1-4-9：特別支援教育推進委員会

担当課：教育委員会学校教育課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

児童生徒の適切な就学を図るとともに、各学校の特別支援教育の一層の充実を図るための支援を行います。

1-4-10：障がい児通所支援事業

担当課：障がい福祉課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

現在、ほぼ希望通りの利用が可能となっている「放課後等デイサービス」や「児童発達支援」については、引き続きサービス提供事業所と連携して受け入れ体制の維持・拡充に努めます。

また、令和元年度には児童発達支援センターの開設により「保育所等訪問支援」の利用が可能になるため、「医療型児童発達支援」の提供体制についても引き続き関係する事業所・団体との協議を進めます。

○発達支援センター、児童相談所をはじめ関係機関との連携強化 等

1-4-11：関係機関との連携による児童への発達支援

担当課：子育て支援課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

子どもの発達や特別な支援を要する子どもに関するさまざまな対応について、発達支援センター、児童相談所をはじめ関係機関と連携して、子どもの状況や発達段階に応じたきめ細やかな支援を行います。

1-5 思春期保健対策の推進

思春期における心と体の健康づくりを支援するために、家庭や学校保健と連携し、喫煙や薬物の有害性についての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを支援します。

また、乳幼児との交流・育児体験を通じて、思春期の子ども達が子どもを生き育てることの意義について学習することは、親の愛情や家庭の温かさ、命の尊さ、他者への思いやりなどについて学ぶとても良い機会となることから、乳幼児とのふれあいの機会を通して、子どもの豊かな人間性を形成し、周囲の人を大切にす気持ちや生きる力を育む豊かな心を目指します。

○性教育の推進

○たばこ・アルコール・薬物に関する教育の推進

1-5-1：思春期教室

担当課：子育て支援課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

思春期の子ども達や関係者に対する思春期教育の中で、喫煙、アルコール依存、薬物乱用など、自分の身体・健康を守る力の育成を図ります。

【思春期健康教室、乳幼児ふれあい体験等】

○乳幼児とのふれあい体験機会の充実

1-5-2：乳幼児ふれあい体験

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

中学生を対象に乳幼児にふれあう機会を通じて、生命の尊さを学び、自分や周囲の人を大切にする気持ちを育むこと、自己肯定感や生きる力を育む豊かな心を目指します。

○非行の防止・保護

1-5-3：少年センター運営

担当課：福祉政策課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

関係機関・団体等との連携により、街頭指導やキャンペーン事業を実施して非行の防止・保護の徹底に努めます。

第2章 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る

2-1 児童虐待防止対策の強化

保健・福祉・教育等の関係機関が相互に連携を図り、児童虐待の問題に適切に対応できるよう、関係機関とのネットワークの構築による虐待の発生予防や早期発見、家族への支援ができる体制の充実を図ります。

また、地域では、子どもや保護者の様子に気を配ることで児童虐待の防止や早期発見が期待できることから、地域の人々と関係機関が連絡し合い、身近な生活の場における見守り体制の充実を図ります。

○育児不安の解消及び養育支援の充実

2-1-1：育児相談（再掲）

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

健康相談事業の中で子どもの育児相談に対応するとともに、保護者の不安の軽減に努めます。

2-1-2：家庭児童相談事業

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

家庭での養育の困り感に対する相談への指導・助言の充実を図り、保護者の不安・負担軽減に努めます。

2-1-3：訪問指導事業

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

妊産婦、新生児・乳幼児を対象に家庭訪問をし、乳幼児の健康管理や育児に関する支援を行います。

引き続き安心して育児ができるよう、情報提供を継続するとともに、訪問後に支援が必要な家庭への支援体制を充実させていきます。

【妊婦訪問指導、産婦訪問指導、新生児訪問指導等】

2-1-4：乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

すべての乳児（生後4か月まで）がいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることで、子どもの健やかな育成を図ります。

2-1-5：養育支援訪問事業

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

こんにちは赤ちゃん事業や母子保健事業において養育支援が必要と判断した家庭を訪問し、助言・指導することで、家庭での適切な養育を支援します。

○虐待の早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進

2-1-6：児童支援ネットワーク事業

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

要保護児童等対策地域協議会の充実と関係者会議等により、共通認識のもとで対応できる体制の整備充実に努めます。

2-1-7：児童虐待相談事業

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

地域に密着した相談の充実を図るとともに、再発防止に向けた支援に努めます。

○児童虐待防止法の周知及び虐待に対する意識啓発

2-1-8：虐待防止の啓発

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

児童虐待等の発生予防及び早期発見のために、広報紙等を活用した児童虐待に関する情報の提供及び知識の啓発を行います。

2-2 心のケア・相談体制の充実

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校や関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。その際、児童相談所、保健所の機能を活用し、子どもやその家族に対する総合的な助言を行います。

また、学校において、心身症、ひきこもり、不登校、いじめ問題、性に関する悩み等に対応するため、スクールカウンセラーの配置を促進するなど、児童生徒の悩みや課題への対応の充実を図ります。

○スクールカウンセラーの配置

2-2-1：スクールカウンセラーの配置

担当課：教育委員会学校教育課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

小・中学校において、児童・生徒やその保護者等に対し、スクールカウンセラーが各種相談に応じます。

また、人材の確保とよりよいカウンセリングができる時間、来校頻度の設定ができるよう県に働きかけます。

○各種相談窓口の周知

2-2-2：家庭児童相談事業（再掲）

担当課：子育て支援課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

家庭での養育の困り感に対する相談への指導・助言の充実を図り、保護者の不安・負担軽減に務めます。

○いじめ防止・不登校対策の推進

2-2-3：自立支援相談員配置事業

担当課：教育委員会学校教育課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

不登校や不登校傾向の状態にあるなど特別な支援を必要とする児童生徒の支援を行うため自立支援相談員を配置し、児童生徒のカウンセリングを行うとともに、小中学校との連携を図りながら児童生徒の悩みや課題に対応します。（旧：教育相談支援員事業）

2-3 防犯対策の推進

市民の自主防犯行動を促進するため、各種防犯学習の推進や犯罪等に関する情報の提供を行うとともに、子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施します。

また、被害を受けた子どもには家庭や関係機関等と連携して、相談員による継続的な支援を行います。

○防犯に関する知識・技術の習得支援及び意識啓発

2-3-1：広報・啓発活動

担当課：都市計画課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

道路、公園、駐車、駐輪場等の市街地における防犯設備の整備の推進及び必要性に関する広報・啓発活動を推進します。

○地域における見守り活動の促進

2-3-2：地域防犯活動推進

担当課：福祉政策課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

市民の自主防犯活動を推進するため、情報の提供や、対象者に応じた、参加・体験・実践型の防犯学習を推進します。

○犯罪被害に対する相談支援体制の充実

2-3-3：継続的支援活動

担当課：子育て支援課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

各種相談員により、家庭及び学校等の関係機関と連携して被害を受けた子どもに対し継続的支援活動を効果的に行います。

2-4 事故防止対策の推進

子ども達が交通事故に遭わないように、通学路や事故多発地区、交差点における信号機や安全標識等の交通安全施設を整備するとともに、警察、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校及び関係機関が連携・協力体制を強化し、子ども及び子育て家庭を対象とした交通安全教育に努めます。

○交通事故防止対策の推進

2-4-1：交通安全啓発

担当課：環境政策課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

交通事故防止についての広報・啓発活動を行います。

2-4-2：子どもの交通事故防止対策

担当課：環境政策課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

新入学児童への黄色い帽子贈呈や通学路への交通整理員を配置し、通学路における交通事故防止に努めるほか、子どもの安全に配慮した交通安全施設の整備を促進するとともに、交通事故防止についての広報・啓発活動に努めます。

2-4-3：交通安全教育

担当課：環境政策課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

日常生活において交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得できるように、交通広場を運営します。

○不慮の事故防止対策の推進等

2-4-4：交通安全施設等整備

担当課：環境政策課・土木課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

市民生活に密着した道路について、歩道設置、交差点改良、路肩整備、反射鏡・ガードレール・標識等の交通安全施設の整備を図ります。

第3章 安心して子どもを生み育てられる 環境をつくる

3-1 母子保健の充実

妊娠初期から適切なサポートが受けられ、子どもを安心して出産・育児ができるよう、妊娠期から出産、乳児期、幼児期と一貫した保健サービスを体系的に提供するとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を充実させ、きめ細かな母子保健活動の充実及び、母子の健康維持に努めます。

また、子どもや子育て家庭がともに健やかな成長を育めるよう、生活習慣病予防のための小児肥満対策や妊娠初期から乳幼児までの歯科保健対策等、母子の健康づくり活動を今後も進めます。

- 出産・育児に対する不安の軽減に向けた相談・情報提供
- 母子の健康づくりに関する知識・技術の習得支援

3-1-1：健康教育

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

正しい離乳食のすすめ方や子どもの健康について（心の成長、生活リズムの大切さ、アレルギー、たばこが体に与える影響、歯磨きの仕方等）、保護者が安心して育児ができるよう情報提供の場として健康教室を開催します。

【離乳食教室、赤ちゃん教室、両親学級、元気教室等】

3-1-2：健康相談

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

地域ぐるみで健やかに子どもを育むため、育児不安を持つ母親などへの相談事業を実施します。

【妊婦届出時の窓口相談、妊婦電話相談、赤ちゃん相談・なんでも相談等】

3-1-3：発達相談

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

集団健診等において発達に遅れがみられ経過観察となった子ども及び、育児に不安を持つ親を対象に、子どもの健やかな発達を促すため、発達相談を実施します。

【すこやか発達相談、ひよこ教室、保育施設巡回相談、未就学児ことばの教室】

○各種健診・訪問指導等の充実

3-1-4：健康診査

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

妊婦健診や3歳児までの集団健康診査の実施を充実させるほか、医療機関委託による乳児委託健康診査も実施します。

【乳児医療機関委託健診、10か月、1歳6か月、2歳、3歳児健診】

3-1-5：訪問指導事業（再掲）

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

妊産婦、新生児・乳幼児を対象に、家庭訪問をし、乳幼児の健康管理や育児に関する支援を行います。

引き続き安心して育児ができるよう、情報提供を継続するとともに、訪問後に支援が必要な家庭への支援体制を充実させていきます。

【妊婦訪問指導、産婦訪問指導、新生児訪問指導等】

3-1-6：予防接種

担当課：予防・医療課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

予防に重点を置いた子どもの健康づくりとして、集団、個別接種の接種率の向上と未接種者への接種勧奨に努めます。

3-2 食育の推進

子ども達が生涯にわたり健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育むことができるよう、乳幼児期からの栄養バランスのとれた食事の摂り方や望ましい食習慣の理解と定着に努めます。

また、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健、教育など関係機関と連携して、選べる力を身につけられるよう、食育推進計画にそって乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行います。

○食生活習慣・食育に関する知識・技術の習得支援

3-2-1：栄養相談

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

離乳食教室や両親学級において、妊産婦や乳幼児の正しい食生活の普及を図るため、妊産婦等を対象とした食に対する適切な指導や情報の提供を行います。

【両親学級、離乳食教室、赤ちゃん教室、すくすく計測・相談等】

3-2-2：食育推進事業

担当課：子育て支援課・健康づくり推進課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

乳幼児期から思春期の児童・生徒及び保護者を対象に、栄養バランスのとれた食事や朝食の大切さ、正しい間食のとり方、基本的な調理方法等、生涯にわたる健康の基礎となる望ましい食習慣を身につけ、健康に過ごせるよう発達段階に応じた食に関する学習の機会を提供します。

【元気教室、親子料理教室】

3-3 小児医療体制の強化

子どもの病気への初期対応として、的確な判断や処置が大変重要であることから、休日夜間にも医療機関を受診できるよう、在宅当番医制度の整備、周知を図ります。

○夜間・休日等における小児救急医療体制の強化

3-3-1：在宅当番医制度

担当課：予防・医療課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

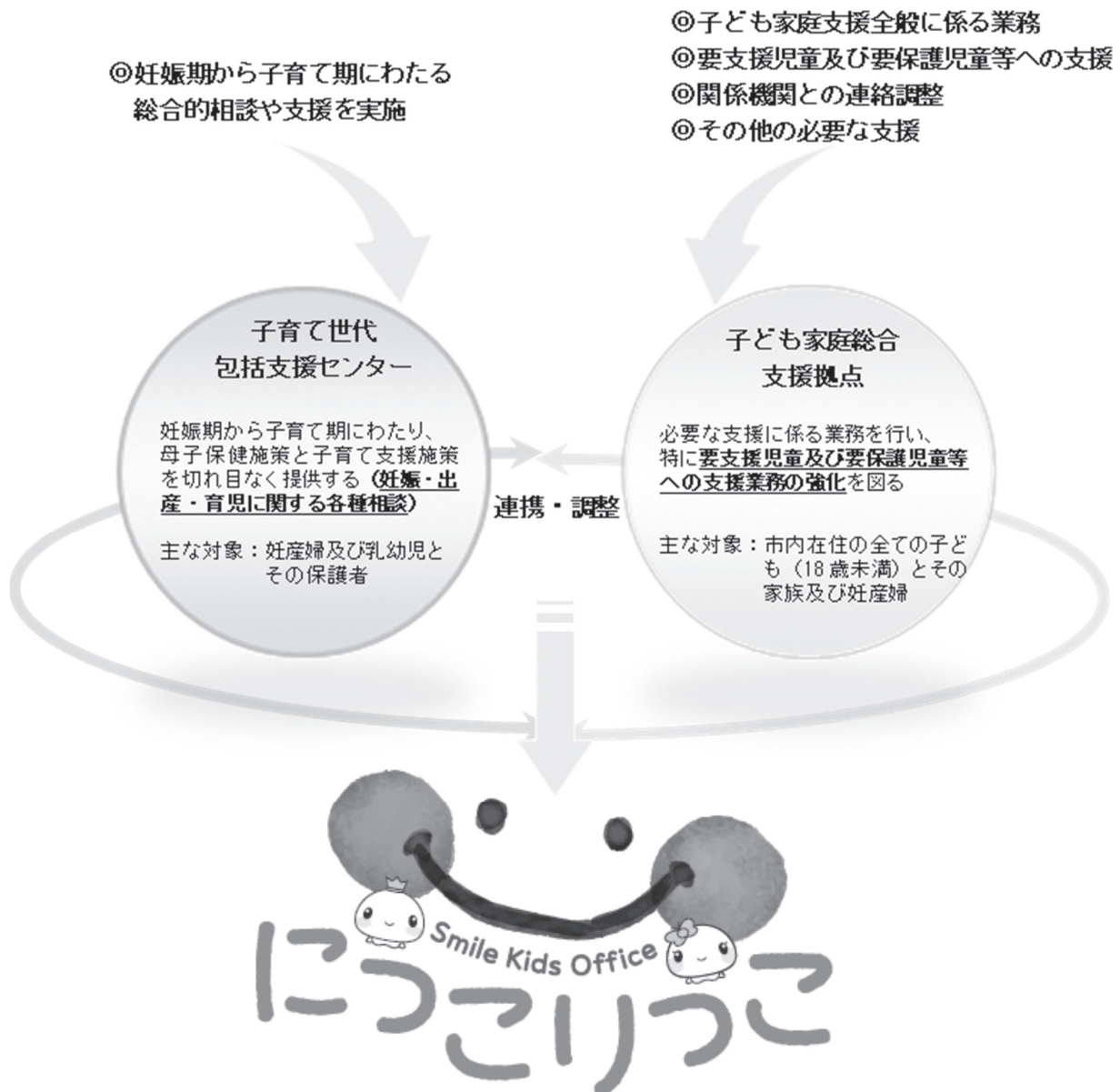
市内の民間医療機関が輪番により、休日夜間における受診体制を整え、休日急患当番医制度の充実を図っています。また、市のホームページ等を通して実施体制の周知を図ります。

3-4 相談支援体制の強化

生活にさまざまな問題を抱えた女性の相談に応じるため、関係機関との連携を取りながら必要な指導により保護厚生を図るとともに、家庭内における配偶者からの暴力(DV)の防止に当たっては、警察や関係機関との連携をさらに深め、迅速な対応を図っていきます。

また、子育て家庭の多様な相談や就学児童の成長を支援する情報提供を行うとともに、子育てにかかるさまざまな状況に応じた相談支援体制の強化のため、地域子育て支援拠点事業と併せて、令和2年度開設予定の子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点事業により、すべての子どもとその家庭を対象に妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を図ります。

図表 子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点の概要イメージ



○子育て支援センターの充実

3-4-1：地域子育て支援拠点事業（再掲）

担当課：子ども家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

地域子育て支援拠点として、親子の交流やつどいの場の提供、子育てに関する相談や情報の提供、子育てサークルへの支援活動等の総合的な子育て支援を実施します。

○関係機関の連携強化による一貫した相談支援の推進

3-4-2：婦人相談事業

担当課：子育て支援課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

さまざまな問題を抱えた女性の相談・指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者からの暴力（DV）の防止に努めます。

3-4-3：子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点事業

担当課：子育て支援課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援の提供のため、令和2年度に子育て世代包括支援センターを設置します。また、市内に在住のすべての子ども（18歳まで）とその家族に必要な支援を提供するため、同時期に子ども家庭総合支援拠点を設置します。

3-5 経済的支援の充実

子育て支援を推進するため、医療費助成制度等により、子育て家庭における家計への負担の軽減を図ります。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当等を支給しています。

さらに、高校生及び大学生への奨学金貸し付けの継続を図り、次代を担う子ども達の教育機会の拡大及び保護者の負担の軽減に努めます。

○各種手当・制度の実施と周知徹底

3-5-1：児童手当

担当課：子ども家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給しています。

3-5-2：児童扶養手当

担当課：子ども家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給しています。

3-5-3：母子福祉資金等貸付事業

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進します。

○医療・教育等子育てにかかる費用負担の軽減

3-5-4：妊産婦・乳幼児及びひとり親家庭医療費助成

担当課：子ども家庭課・子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

妊産婦・乳幼児等とひとり親家庭の医療費の負担を軽減するため、医療給付制度を継続実施し、医療費支援に努めます。

【妊婦委託健康診査、乳幼児等医療費給付事業、ひとり親家庭等医療費給付事業】

3-5-5：奨学金貸付担当課：教育委員

担当課：教育委員会総務課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

高校生、大学生及び、専門学校生等への奨学金貸し付けの継続を図り、保護者の負担軽減に努めます。

3-5-6：ハイリスク妊産婦アクセス支援助成金交付事業

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

妊産婦が周産期母子医療センターへ通院または、NICU・GCUへ入院している新生児への面会に要する交通費の一部を助成します。

平成30年度からの比較的新しい事業のため、認知度が低いことから対象者へ広く周知していきます。

3-6 安心して子育てできる生活環境の整備

子どもや親が安全・安心に暮らすために、道路交通環境の整備、公園をはじめとした公共物のバリアフリー化、子どもが犯罪被害に遭わないよう配慮した環境整備を推進します。

○安全・安心情報の提供

3-6-1：広報・啓発活動

担当課：市民連携課・防災安全課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

広報紙、防災行政用無線、地域コミュニティ放送エフエムアジュール、むつ市防災メール「防災・かまふせメール」などを通じ、各種安全・安心対策等について、随時必要な情報提供をします。

○良質な居住環境の整備・充実

3-6-2：公営住宅整備・住環境の整備促進

担当課：まちづくり推進課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

子育てに適し、居住者が安らぎをもって暮らすことができるよう安心・安全で快適な公営住宅の整備を推進します。

3-6-3：建築基準法の徹底

担当課：まちづくり推進課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

住宅やビル等のシックハウス対策として、建築材料（ホルムアルデヒド等）の使用制限を義務づけています。

○安心して思い切り遊ぶことのできる公園等の整備・充実

3-6-4：キッズパーク（ムチュ☆らんど）

担当課：子育て施設経営課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

雨天時や冬期間の天候に左右されることなく遊ぶことのできる屋内遊戯施設として、子育て家庭の交流を促し、子どもの健やかな育成を支援します。

3-6-5：児童公園等の整備

担当課：都市計画課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

「むつ市みどりの基本計画」や「公園施設長寿命化計画」に基づき、子どもが安心して遊べる児童公園等の整備改善を図ります。

3-6-6：学校施設の開放

担当課：市民スポーツ課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

スポーツ活動の普及振興及び子どもの安全な遊び場の確保を目的とし、市立学校の施設・設備を住民に開放します。

また、より安全な利用につなげるため体育館用のAED（心室除細動器）を継続的に設置します。

○子ども連れでも安心して外出できる環境づくりの促進

3-6-7：学校施設のバリアフリー化推進

担当課：教育委員会総務課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

学校施設について、妊婦や子ども連れ等も安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進します。

3-6-8：公園施設等のバリアフリー化推進

担当課：都市計画課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

公園施設等のバリアフリー化については、これまで障がい者用トイレの併設、障がい者用駐車スペースの確保、段差を解消した園路等の施設整備を実施しています。今後も、「むつ市みどりの基本計画」に基づき安全かつ円滑に利用できるバリアフリー化を推進します。

3-6-9：託児コーナー等設置推進

担当課：都市計画課・建築住宅課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

不特定多数の人が利用する施設において、託児コーナー、授乳コーナー等の設置を促進します。

3-6-10：照明、防犯設備整備

担当課：土木課・都市計画課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

通学路や公園等における照明灯などの設置・維持管理に努めます。

3-7 ひとり親家庭支援の充実

母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭の生活安定のため、社会的・経済的なきめ細かな自立支援を実施します。

また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めるとともに、施策や取り組みについての情報提供を推進します。

○ひとり親家庭に対する相談支援の充実

3-7-1：母子家庭等就業推進事業

担当課：子ども家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

関係機関・団体との連携を図り、就業相談、講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援の推進に努めます。

3-7-2：母子福祉資金等貸付事業（再掲）

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進します。

第4章 仕事と生活の調和の実現を促す

4-1 仕事と子育ての両立を支援する就労環境の推進

事業所における育児・介護休業制度の普及と活用しやすい環境づくりを関係機関と連携して促進します。

また、女性就業者の妊娠中及び出産後の適切な健康管理が図られるよう、事業所に対し、母性尊重と母性健康管理の必要性について周知するとともに、必要に応じて健康診査や医療が受けられるよう、時間の確保について市内事業所及び労働基準監督署などの関係機関と連携して啓発に努めます。

さらに、育児期間中の男女就業者が、子育てのために弾力的な勤務時間が選択できるよう、短時間勤務体制等の導入や事業所内託児施設の設置を働きかけるなど、就労環境の整備を推進します。

○育児休業・短時間勤務等各種制度の周知と活用の促進

4-1-1：育児支援等各種情報提供

担当課：子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

母子手帳交付時や出生届出の面接時を活用し、育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供に努めます。

4-1-2：育児休業制度等普及啓発

担当課：産業雇用政策課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

事業所における男性を含めた、育児休業制度の一層の普及を国に準じて啓発を行います。

○職場復帰・再就職に向けた相談・情報提供の実施

4-1-3：職場復帰・再就職に向けた相談・情報提供

担当課：子ども家庭課・子育て支援課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

結婚、出産、育児等を契機に離職や休業した女性の再就職を支援するため、再就職に必要な知識、技能を学ぶための研修、再就職や職場復帰に関する相談、職業訓練等の情報提供を行うことで、女性の就業率向上や社会参画を促します。

また、相談内容も多岐にわたるため、関係機関と連携した支援を実施します。

○働き方の見直しに向けた意識啓発

4-1-4：事業主や勤労者に対する意識啓発

担当課：産業雇用政策課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

子育て家庭が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方を選択できるよう、各種休暇制度や短時間勤務体制等の導入について啓発を図り、関係機関と連携を図りながら、雇用情報の提供に努め、事業主、勤労者の意識啓発に努めます。

4-2 多様な教育・保育サービスの提供

就労形態や子育て家庭における生活環境の多様化に伴う保育需要に対応し、延長保育や休日保育等を安心して利用できるよう、多様な教育・保育サービスの提供と安定した事業量の確保に努めます。

○就労形態の多様化に対応した教育・保育サービスの確保

4-2-1：乳児保育事業（再掲）

担当課：子ども家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

産休明けからの乳児保育の実施について継続するとともに、その充実を図ります。

4-2-2：延長保育事業（再掲）

担当課：子ども家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

開所時間を超える保育の実施について継続するとともに、その充実を図ります。

4-2-3：障がい児保育事業（再掲）

担当課：子ども家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

集団保育可能な児童を対象として受け入れの拡充を図ります。

4-2-4：休日保育事業（再掲）

担当課：子ども家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

現在、市内1か所の保育園で満2歳以上を対象とした、祝祭日の休日保育を実施しています。

今後も未満児の利用や日曜日の実施について、需要の動向を見極めながら、引き続き実施を検討します。

4-2-5：病児・病後児保育事業（再掲）

担当課：子ども家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

病後児保育については、現在NPO法人へ委託して実施しています。

今後は、利用枠の拡大や、回復期までは至らないが病状に当面急変の認められない児童、病気やケガの回復期にある児童で、親の就労などにより家庭での保育に支障があるケースなどに対応するため、病児・病後児保育を検討します。

第3部 子ども・子育て 支援事業計画



第3部 子ども・子育て支援事業計画

ここでは、計画期間（令和2年度～6年度）における教育・保育のニーズ量の見込みから、教育・保育提供区域の設定及び教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策を整理します。

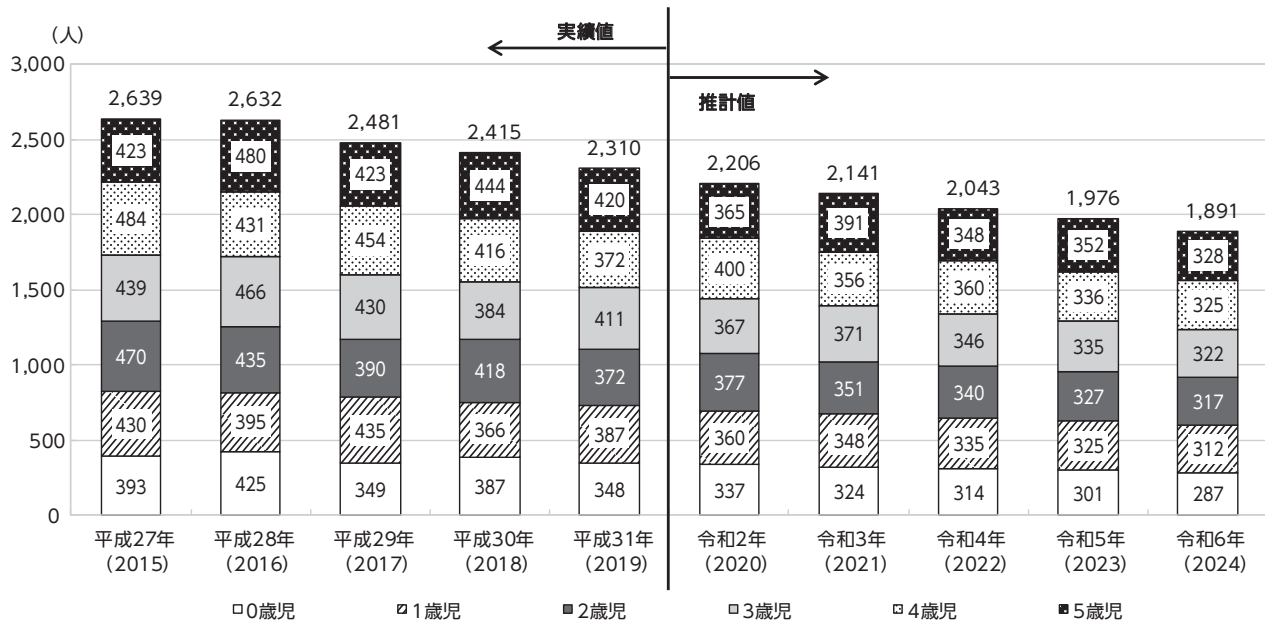
第1章 計画期間における児童数の見通し

1 児童数及び子育て家庭の今後の見通し

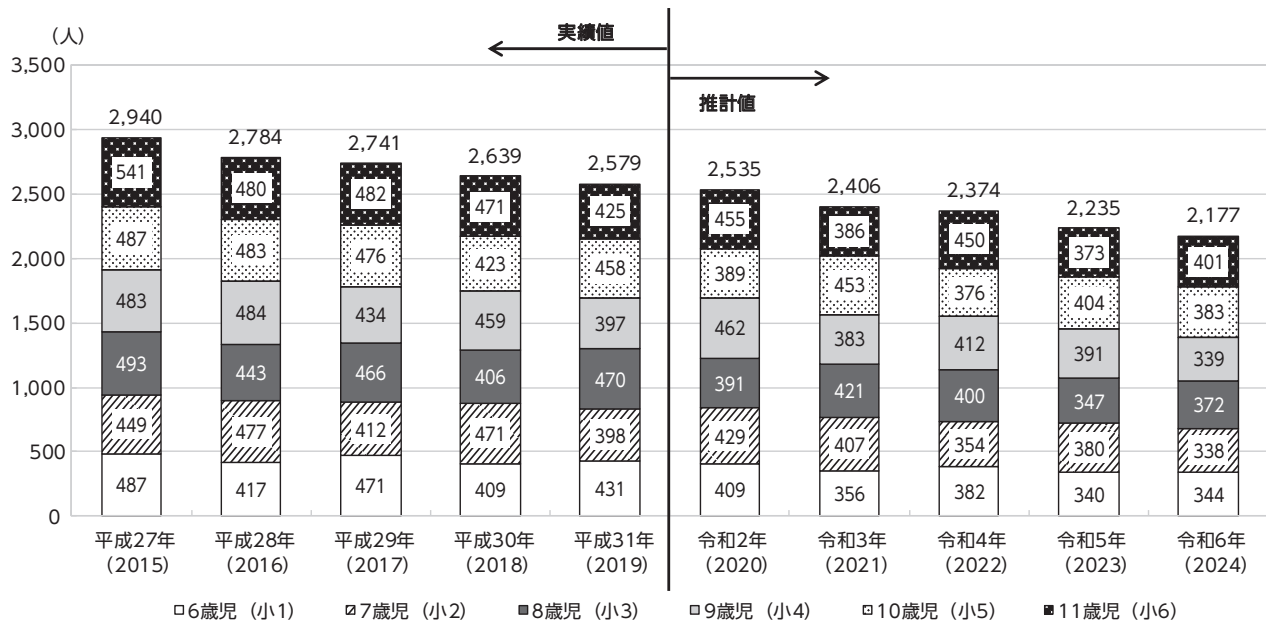
計画期間における児童数の推計は以下のとおりです。

(1) 児童数の見込み

図表 児童数の推移（0～5歳）



図表 児童数の推移 (6～11歳)



図表 児童数の推移 (0～11歳)

(単位：人)

	実績					推計				
	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
0歳児	393	425	349	387	348	337	324	314	301	287
1歳児	430	395	435	366	387	360	348	335	325	312
2歳児	470	435	390	418	372	377	351	340	327	317
3歳児	439	466	430	384	411	367	371	346	335	322
4歳児	484	431	454	416	372	400	356	360	336	325
5歳児	423	480	423	444	420	365	391	348	352	328
6歳児	487	417	471	409	431	409	356	382	340	344
7歳児	449	477	412	471	398	429	407	354	380	338
8歳児	493	443	466	406	470	391	421	400	347	372
9歳児	483	484	434	459	397	462	383	412	391	339
10歳児	487	483	476	423	458	389	453	376	404	383
11歳児	541	480	482	471	425	455	386	450	373	401
0～5歳	2,639	2,632	2,481	2,415	2,310	2,206	2,141	2,043	1,976	1,891
6～11歳	2,940	2,784	2,741	2,639	2,579	2,535	2,406	2,374	2,235	2,177

注：実績は住民基本台帳

[児童数の推計方法 (変化率法)]

平成27(2015)～31年(2019)(住民基本台帳)の人口実績を用いて、直近3年(平成29～31年)の年齢ごとの変化率(例0歳→翌年1歳の人数変化)に基づき推計する方法で推計を行っています。

第2章 教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域の設定や教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策を整理します。

1 教育・保育提供区域の考え方について

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。
- 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

(1) 教育・保育提供区域とは

- 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市内の区域です。（子ども・子育て支援法第61条第2項）
- 教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市が独自に設定します。
- 教育・保育提供区域は、本市において、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。なお、運用に当たり、次の事項が定められています。

(2) 本市における教育・保育提供区域の考え方

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、提供区域内においてサービス不足が生じた場合です。

その場合、支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域がサービス過多の場合でも申請のある区域には新たに認可することになり、その結果、アンバランスな施設配置になる可能性があります。

特に保育所の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可により、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などをできる限り回避する提供区域の設定が必要です。

それぞれの区域特性、長所短所、上記の観点も踏まえ、基本となる提供区域は、「市全域」とします。

(3) 教育・保育提供区域の設定

認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のとおり設定します。

認定区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳）	市全域	<p>区域数が多い（区域が狭い）場合は、市全体の需要に対して、サービス提供や施設整備の面において、柔軟な対応が取りにくくなる場合があります。また、区域外のサービスを受ける際に煩雑な手続きが必要になる場合もあります。</p> <p>一方、区域数が少ない（区域が広い）場合は、サービスの種類によっては、利用者からみた利便性にやや欠ける面がありますが、市全域の中から多様なサービスが選択できることとなります。</p> <p>そのため本市は、市全域を一つの区域とすることが、市全体のニーズに対応できるため、「市全域」とします。</p>
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0～2歳）		

(11事業の提供区域とその考え方)

事業名	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等	市全域	市で一律の支援体制を構築する設定とします。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等	市全域	身近な拠点として提供の場は、各地区での提供となりますが、幼稚園、保育所（園）の子育て支援機能との連携も重要であることから「市全域」とします。
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	市全域	母子保健活動にかかる事業は、細かな区域を設定することにはなじまないため「市全域」とします。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	市より保健師等が対象者の居宅に訪問する事業であり、また全市的に取り組んでいるものであるため、区域を設定することにはなじまないため「市全域」とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）	市全域	市より保健師等が対象者の居宅に訪問する事業であり、また全市的に取り組んでいるものであるため、区域を設定することにはなじまないため「市全域」とします。
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う	市全域	「保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について保護を行う」という事業の性質上、細かな区域設定はなじまないため「市全域」とします。

事業名	提供区域	考え方
子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施	市全域	本事業の目的を考慮すると、身近な地域での提供が望ましいと考えますが、事業実施可能な教育・保育の区域設定、幼児教育・保育と一体となる事業であることを勘案し、幼児教育・保育の区域設定に合わせた「市全域」とします。
一時預かり事業 保育所その他の場所において、一時的に預かる事業	市全域	幼児教育・保育の区域設定に合わせるため「市全域」とします。 なお、需要過多等により整備を検討する必要がある場合は、施設配置状況等を考慮し、利用しやすい環境整備を行うよう配慮します。
時間外保育事業 延長保育	市全域	保育所等の開所時間の前後の時間において、保育を行う事業であり、幼児教育・保育と一体となる事業であるため、幼児教育・保育の区域と同じく「市全域」とします。
病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	市全域	現在、市内1か所で病後児保育事業を実施しています。 なお、需要過多等により整備を検討する必要がある場合は、施設配置状況等を考慮し、利用しやすい環境整備を行うよう配慮します。
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	小学校区	放課後児童クラブの利用対象となる満6歳の児童の教育提供区域（小学校区）を考慮し、小学校区とします。

(その他の地域子ども・子育て支援事業の提供区域とその考え方)

事業名	提供区域	考え方
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を行う事業であり、区域設定にはなじまないと思われます。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市全域	新規事業者の参入促進に関する事業であり、本市において事業実施の必要性の有無を検討する必要がありますが、事業の性質上、全市的な取り組みとなると思われます。

第3章 教育・保育施設の充実

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての見込み量及び確保の内容は以下のとおりです。

【現在の状況】

- 1号認定者数は540人から560人ほどで推移しています。各年4月1日時点では、確保していた定員数内の利用実績となっています。

(単位：人)

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
計 画	必要利用定員総数	667	642	626	607	607
	確保の内容	652	652	652	652	652
	特定教育・保育施設	482	482	482	482	482
	確認を受けない 幼稚園	170	170	170	170	170
実 績		545	560	541	551	543
	特定教育・保育施設	411	560	541	551	543
	確認を受けない 幼稚園	134	112	77	0	0

※各年4月1日時点

【今後の見込み量と確保の内容】

- 計画期間には470人前後の利用が見込まれ、計画期間を通して必要利用定員総数を確保できる状況となっています。

(単位：人)

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
必要利用定員総数		470	472	475	470	472
確保の内容		511	510	502	502	503
	特定教育・保育施設	511	510	502	502	503
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足		41	38	27	32	31

(2) 2号認定（保育所・認定こども園）

3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての見込み量及び確保の内容は以下のとおりです。

【現在の状況】

- 2号認定は725人から780人ほどで推移しています。各年4月1日時点では、見込んでいた必要利用定員総数を上回るものの、確保していた定員数内の利用実績となっています。

(単位：人)

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
計 画	必要利用定員総数	682	655	639	621	621
	確保の内容	848	827	827	827	827
	特定教育・保育施設	798	821	821	821	821
	認可外保育施設	50	6	6	6	6
実 績		725	778	782	769	740
特定教育・保育施設		683	728	744	732	733
認可外保育施設		42	50	38	37	7

※各年4月1日時点

【今後の見込み量と確保の内容】

- 計画期間における利用見込みは760人前後と見込まれ、計画期間においては、必要利用定員総数を確保できる状況となっています。

(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
必要利用定員総数	752	760	760	752	762
確保の内容	833	840	835	840	838
特定教育・保育施設	767	722	770	770	768
幼稚園+預かり保育	66	68	65	70	70
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	81	80	75	88	76

(3) 3号認定 (0 歳児)

0 歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての見込み量及び確保の内容は以下のとおりです。

【現在の状況】

- 0 歳児の 3 号認定は 55 人から 80 人ほどで推移しています。各年 4 月 1 日時点では、確保していた定員数内の利用実績となっています。

(単位：人)

		平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
計 画	必要利用定員総数	155	153	149	146	143
	確保の内容	107	119	128	144	144
	特定教育・保育施設	102	117	126	132	132
	地域型保育施設	0	0	0	10	10
	認可外保育施設	5	2	2	2	2
実 績		55	67	78	78	74
	特定教育・保育施設	52	63	71	64	70
	地域型保育施設	0	0	0	10	3
	認可外保育施設	3	4	7	4	1

※各年 4 月 1 日時点

【今後の見込み量と確保の内容】

- 計画期間における利用見込みは 150 人前後と見込まれ、計画期間において必要利用定員総数を確保できる状況となっています。

(単位：人)

		令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
必要利用定員総数		152	148	150	152	155
確保の内容		155	160	158	160	163
特定教育・保育施設		147	152	150	152	155
地域型保育事業		8	8	8	8	8
企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		3	12	8	8	8

(4) 3号認定（1・2歳児）

1、2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての見込み量及び確保の内容は以下のとおりです。

【現在の状況】

- 1・2歳児における3号認定は425人から455人ほどで推移しています。各年4月1日時点では、確保していた定員数内の利用実績となっています。

(単位：人)

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
計画	必要利用定員総数	550	552	543	550	524
	確保の内容	476	475	485	529	529
	特定教育・保育施設	441	463	473	497	497
	地域型保育施設	0	0	0	20	20
	認可外保育施設	35	12	12	12	12
実績		435	438	425	454	439
	特定教育・保育施設	384	397	394	407	411
	地域型保育施設	0	0	0	9	12
	認可外保育施設	51	41	31	38	16

※各年4月1日時点

【見込み量と確保の内容】

- 計画期間における利用見込みは470人前後と見込まれ、計画期間においては、必要利用定員総数を確保できる状況となっています。

(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
必要利用定員総数	465	470	470	472	475
確保の内容	485	484	484	484	484
特定教育・保育施設	466	465	465	465	465
地域型保育事業	11	11	11	11	11
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
幼稚園接続保育	6	6	6	6	6
過不足	20	14	14	12	9

2 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられています。

しかし、私立の幼稚園・保育所（園）においては、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律的な認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

そのため、幼稚園・保育所（園）から認定こども園への移行については、それぞれの施設ならびに運営事業者の意向を尊重することとします。

また、幼稚園については、今後の提供体制やニーズ見込み、児童数の推移を見極めながら、教育・保育の一体的な提供を念頭に置いて検討することとします。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策（より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策）

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所（園）、認定こども園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業との連携

認可された地域型保育事業者に対し、すべての教育・保育施設が参加する子育て支援関係機関ネットワークへの参加を呼びかけます。その中で情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を進めます。

(4) 幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携（幼保小連携）

市内の幼稚園・保育所（園）と小学校との相互訪問や連携研修講座の機会を通じて、幼児教育と義務教育の相互理解を深めるとともに、義務教育へのスムーズな移行ができるように子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

(5) 新・放課後子どもプラン

(放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業との連携)

新・放課後子どもプランとして、放課後子ども教室と放課後児童クラブを連携し、地域住民や大学生などさまざまな人材の協力を得て、放課後等にすべての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施できるよう連携を進めます。

3 教育・保育施設の質の向上

次のような取り組みを通じて教育・保育施設の質の向上を図ります。

- 各保育所（園）では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修、保護者との懇談会などを行うことによって、より良い保育サービスに努めています。
- 第三者の苦情処理委員会を設置し、利用者本位の保育サービスの提供に努めます。
- 幼稚園では、教育の「質」を確保するため、連絡協議会等を活用し、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行います。
- 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・施設及び地域型保育事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。
- 地域子育て支援事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換に努めます。

4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

次のような取り組みを通じて産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保に努めます。

- 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。
- 育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めます。
- 特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受け入れ方策の検討を進めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取り組みが重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、次のような取り組みを通じて子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に努めます。

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求・支払いの防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

(2) 青森県との連携

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について県との連携を図ります。また、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には県に協力を要請し、適切な対応を行います。

第4章 地域子ども・子育て支援事業の充実

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

(1) 利用者支援事業

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、地域関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現在の状況】

- 計画より遅れがあったものの、平成30年(2018)時点で2か所の設置となっています。

(単位：か所)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
計画	0	1	2	2
実績	0	0	1	2

【今後の見込み量と確保の内容】

- 子ども及びその保護者等の身近な場所で実施することを踏まえ、地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)や行政窓口での実施により確保に努めます。

(単位：か所)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
実施か所数	3	3	3	3	3

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。

【現在の状況】

- 各年 190 人から 230 人ほどで推移しており、見込み量を下回る結果となっています。

(単位：人)

		平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
計画	見込み量	582	574	570	556
	確保の内容	582	574	570	556
実績		191	209	222	225

【見込み量と確保の内容】

- 市内 14 か所の保育所（園）において実施し、見込みを確保できる提供体制となっています。今後も利用希望者の動向を注視しながら、引き続き延長保育に取り組むことにより、量の見込みを確保します。

(単位：人)

	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
見込み量	560	558	560	562	557
確保の内容	560	558	560	562	557

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【現在の状況】

- 利用者数は増加傾向にあり、平成30年(2018)の利用者は725人で確保していた定員を上回る結果となっています。

(単位：人)

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
計画	見込み量	594	584	570	560
	確保の内容	724	724	724	724
実績		650	680	715	725
	低学年	613	597	601	593
	高学年	37	83	114	132

【見込み量と確保の内容】

- 市内11か所において実施しています。児童の減少なども考慮して令和3年(2021)以降、見込みを確保できる提供体制となっています。今後も、支援の質の充実を図りながら、低学年、高学年の利用希望者の動向を注視し、引き続き放課後の居場所の提供に取り組みます。

(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
見込み量	841	807	811	786	783
確保の内容	820	820	820	820	820

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現在の状況】

- 一時的に児童の受け入れを行っている施設がないため、現在、市では実施ができていない状況です。

(年間延べ利用数 単位：人日)

		平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
計画	見込み量	93	91	89	87
	確保の内容	93	91	89	87
実績		0	0	0	0

【見込み量と確保の内容】

- 現在、市では実施していない事業であり、計画期間における利用は広域での利用が主となりますが、市内の児童福祉施設など保護を適切に行うことができる施設について検討していきます。

(年間延べ利用数 単位：人日)

	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
見込み量	0	10	10	10	10
確保の内容	0	10	10	10	10

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現在の状況】

- 出生数の減少に伴い、対象家庭が減少しています。

(単位：人)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
計画	425	418	409	401
実績	328	366	360	359

【見込み量と確保の内容】

- 現在は3名の訪問員が訪問を実施しています。今後も継続して訪問員の確保に努めます。※実施体制①

(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
見込み量	350	340	330	320	310
確保の内容	※実施体制①	※実施体制①	※実施体制①	※実施体制①	※実施体制①

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【現在の状況】

- 平成28年(2016)までは訪問実績はありませんでしたが、平成29年(2017)以降訪問が増加して平成30年(2018)の実績は4人となっています。

(単位：人)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
計画	43	42	41	40
実績	0	0	3	4

【見込み量と確保の内容】

- 保健師等による養育に関する相談、指導、助言等を行い、すべての要支援者への支援体制を確保します。※実施体制②

(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
見込み量	8	15	15	15	15
確保の内容	※実施体制②	※実施体制②	※実施体制②	※実施体制②	※実施体制②

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現在の状況】

- 平成 27 年（2015）から平成 30 年（2018）の利用状況をみると、利用者数は減少傾向がみられます。

(年間延べ利用数 単位：人日・か所)

		平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
計画	見込み量	4,424	4,408	4,328	4,240
	確保の内容	3	3	3	3
実績	利用者数	7,277	6,335	5,508	5,390
	実施か所数	3	3	3	3

【見込み量と確保の内容】

- これまでの実績を踏まえ、現在の地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の実施か所を設定します。

なお、利用日及び利用時間帯の利便性の向上を図るとともに、利用者への周知徹底を図ることにより、一定の利用者数の確保を図ります。

(年間延べ利用数 単位：人日・か所)

	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
見込み量	5,400	5,390	5,420	5,410	5,417
確保の内容	3	3	3	3	3

(8) 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児対象型

【現在の状況】

- 各年、年間 20,000 人から 25,000 人ほどの利用となっており、見込み量を大幅に上回る結果となっています。

(年間延べ利用数 単位：人日)

		平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
計画	見込み量	1,266	1,216	1,186	1,151
	1号認定	1,266	1,216	1,186	1,151
	2号認定	0	0	0	0
	確保の内容	1,266	1,216	1,186	1,151
実績	利用者数	25,198	22,252	20,460	21,614

【見込み量と確保の内容】

- 市内 10 か所の施設にて一時預かりを実施しています。現在の提供体制を維持することにより見込み量を確保します。

(年間延べ利用数 単位：人日・か所)

		令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
見込み量		21,560	21,775	21,992	21,992	21,992
確保の内容	延べ人日	22,381	22,381	22,381	22,381	22,381
	施設数	10	10	10	10	10

② 在園児対象型以外

【現在の状況】

- 平成 29 年（2017）にかけて減少傾向にあったものの、平成 30 年（2018）には一時預かりの利用が 89 人と増加しています。

（年間延べ利用数 単位：人日）

		平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
計画	見込み量	893	885	866	847
	確保の内容	900	900	900	900
実績	利用者数	459	93	58	89

【見込み量と確保の内容】

- 本事業は利用が不定期であることから、引き続き利用状況を把握し、適切な量の見込みの確保に努めます。

（年間延べ利用数 単位：人日・か所）

		令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
見込み量		240	240	240	240	240
確保の内容	延べ人日	470	470	470	470	470
	施設数	3	3	3	3	3

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【現在の状況】

- 期間内における病児保育事業の利用は50人から90人ほど、子育て援助活動支援事業の利用は60人から130人ほどとなり計画値を下回っています。

(年間延べ利用数 単位：人日)

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	
計画	見込み量	2,730	2,671	2,612	2,548	
	確保の内容	病児保育事業	900	900	90	90
		子育て援助活動支援事業	—	—	1,800	1,800
実績	病児保育事業	50	47	88	71	
	子育て援助活動支援事業	47	47	20	25	

【見込み量と確保の内容】

- 本事業は利用が不定期であることから、引き続き利用状況を把握し、適切な量の見込みの確保に努めます。

(年間延べ利用数 単位：人日・か所)

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
見込み量		132	132	132	132	132
確保の内容	病児	延べ人日	900	900	900	900
		施設数	1	1	1	1
	子育て援助活動支援事業	延べ人日	48	48	48	48
		施設数	1	1	1	1

(10) 子育て援助活動支援事業

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現在の状況】

- 平成 29 年 (2017) の利用実績は年間 656 人、平成 30 年 (2018) は 875 人と計画値を上回る結果となっています。

(年間延べ利用数 単位：人日)

		平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
計画	見込み量	585	572	565	557
	確保の内容	585	572	565	557
実績	利用者数	743	524	656	875

【見込み量と確保の内容】

- 利用は不定期でかつ有償であることから、事業の周知及び提供会員数の拡充を図ることにより、量の見込みの確保を図ります。

(年間延べ利用数 単位：人日)

		令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
見込み量		874	874	874	874	874
確保の内容	延べ人日	1,188	1,188	1,188	1,188	1,188
	施設数	1	1	1	1	1

(11) 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現在の状況】

- 出生数の減少に伴い、妊婦健診事業の利用も減少傾向にあります。

(単位：人)

	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
計画	506	496	486	475
実績	646	592	590	542

【見込み量と確保の内容】

- 対象となる妊婦が利用しやすい方策を検討するとともに、量の見込みに対する受診体制を確保します。※実施体制③

(単位：人)

	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
見込み量	457	425	394	362	330
確保の内容	※実施体制③	※実施体制③	※実施体制③	※実施体制③	※実施体制③

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。

今後も市が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- 事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

資料編



資料編

1 策定経過

すくすくサポートプランむつ（第2期子ども・子育て支援事業計画）策定経過

年月日	概要	要
平成27年3月	すくすくサポートプランむつ（第1期子ども・子育て支援事業計画）策定	
平成29年12月15日	「平成29年度 子ども・子育て会議開催」 出席委員16名 委員委嘱状交付 [議事]	(1) 教育・保育の利用状況及び取組状況について (2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について
平成30年12月17日	「平成30年度 子ども・子育て会議開催」 出席委員12名 [議事]	(1) 教育・保育の利用状況及び取組状況について (2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について
令和元年7月	「むつ市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査実施 対象：就学前児童のいる世帯 1,700世帯 小学生児童（3年生）までのいる世帯 800世帯	
令和元年9月26日	「令和元年度 第一回子ども・子育て会議開催」 出席委員11名 [議事]	(1) 教育・保育の利用状況及び取組状況について (2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について (3) アンケート調査概要報告
令和元年9・10月	「むつ市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのヒアリング調査実施 対象：市内の教育・保育事業所 24施設	
令和元年12月17日	「令和元年度 第二回子ども・子育て会議開催」 出席委員16名 委員委嘱状交付 [議事]	(1) むつ市子ども・子育て支援事業計画（素案）について (2) その他
令和2年1月14日 から 2月14日	市民からの意見募集（パブリックコメント） 広報むつ、市HPで周知	
令和2年1月24日	子ども子育て支援法第61条第9項に基づき、計画（案）について青森県へ協議	

2 子ども子育て会議

1 むつ市子ども・子育て会議条例

平成25年9月24日条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する環境を整備するため、むつ市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法に規定する事務に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員17人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

2 委員は、非常勤の特別職とする。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(むつ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 むつ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年むつ市条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

2 委員名簿

むつ市子ども・子育て会議委員名簿

委員区分	氏名	備考
公募による 子どもの保護者	長津 亜紀江	
	山形 江理子	
	友利 恭子	
事業主を 代表する者	赤坂 秀英	株式会社マエダ
	鹿内 徹	むつ商工会議所
労働者を 代表する者	納谷 順子	自営業
	木下 有紀子	むつ市社会福祉協議会
子ども・子育て 支援に関する団体	宮木 みつ子	認定こども園大畑中央保育園
	高田 聡美	柳町ひまわり保育園
	野口 広美	苫生ひまわり保育園
	森 隆男	認定こども園こぼと幼稚園
	工藤 千栄子	認定こども園こすもす幼稚園
	北城 夏美	認定こども園希望の友保育園
	佐々木 さとみ	むつ市子育てメイト会
	小川 千恵	NPO 法人 むつ下北子育て支援ネットワークひろば
	和田 正顕	むつ市校長会 田名部中学校
学識経験者	中村 由美子	文京学院大学



すくすくサポートプランむつ
(第2期子ども・子育て支援事業計画)

令和2年3月 発行

発行者 むつ市子どもみらい部 子ども家庭課

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

電話：0175-22-1111 FAX：0175-22-5044

ホームページ：<http://www.city.mutsu.lg.jp/>

作品提供：柳町ひまわり保育園



青森県 むつ市